

令和2事業年度

独立行政法人国際協力機構 有償資金協力勘定

## 業 務 報 告 書

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

独立行政法人国際協力機構

法人番号9010005014408

## 独立行政法人国際協力機構 令和2事業年度業務報告書

### 1. 事業報告の概要

当法人は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに日本及び国際社会の健全な発展に資することを目的として開発協力をを行っています。

令和2年度は当法人第4期中期目標期間（平成29-令和3年度）の4年目となりました。令和元年度終盤に発生した新型コロナウイルス感染症は、当法人の業務・事業に甚大な影響をもたらしています。同感染症の世界的な感染拡大を受けて、世界各国での出入国規制や国内での行動制限等が広がりを見せる中、令和2年3月以降、全海外協力隊員及び多くの専門家等の当法人関係者を一時帰国させてきました。その結果、令和2年3月時点における当法人関係者の現地滞在者約6,200人のうち約9割にあたる約5,700人が7月までに一時帰国しました。一方で、当法人職員は基本的に現地に残り、現地採用のナショナルスタッフと共に業務を継続し、一時帰国した専門家等も遠隔で活動を実施しました。新型コロナウイルス感染症による開発途上地域への社会・経済的影響は甚大であり、国際協力がこれまで以上に必要とされていることから、7月以降、関係者の安全・健康管理に十分留意しつつ、海外渡航を再開させています。当法人は、これまでの知見を最大限活用しながら、引き続き開発途上地域の感染拡大防止と収束に取り組むとともに、人間の安全保障と質の高い成長の実現に向けて、開発途上地域の経済活動の回復と社会・経済開発の一層の推進、そしてそれら成果を通じた日本及び国際社会の健全な発展のため、全力で取り組んでまいります。

令和2年度の主な業務の実績は以下のとおりです。

#### (1) 新型コロナウイルス感染症への対応

世界中に新型コロナウイルス感染症の甚大な影響が及ぶ中、感染症に強い保健システムや社会の構築ならびに当法人の協力戦略の在り方を検討するため、「新型コロナウイルス対策に関する比較・実践的研究」研究会を立ち上げ、同研究の成果として、当法人の決意表明を5月に緊急発信しました。これを踏まえつつ、日本が国際協力を主導して新型コロナウイルス感染症による健康危機に対応するため、診断・治療体制の強化、研究・警戒体制の強化、予防の強化・健康危機への備えの主流化を柱とする「JICA世界保健医療イニシアティブ」を立ち上げ、それに基づき案件形成に取り組みました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済危機に対処するため、当法人事業の効果・効率性の向上に向けた取組を推進しました。例えば、経済対策等に要する資金を機動的に供給する「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款」制度を、令和2年度補正予算の国会承認（2020年4月）に伴い創設し、同円借款を計12か国に3,275億円供与しました。また、「災害復旧スタンダードバイ借款」を感染症対策にも初めて適用し、フィリピン大統領より首脳会談で謝意が表明されました。加えて、開発途上地域のニーズに迅速かつ適切に応える新たなアプローチとして、Community Empowerment Program（スタンド・アローン型）を試行し、当法人内での公募を経て27か国36件の事業を迅速に採択・推進しました。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策に関する国際的な議論への貢献や国際機関・他ドナー等との連携を推進しました。例えば、国連ハイレベル政治フォーラムのサイドイベントや、天皇皇后両陛下もご聴講されたコロナ禍の水防災に関する国際オンライン会議等を通じ、新型コロナウイルス感染症に対する

当法人の協力方針・事例をハイレベルに対して発信しました。また、「JICA 世界保健医療イニシアティブ」に対する世界銀行、アジア開発銀行、国連等の理解・賛同を得て連携事業を推進した結果、2020 年度の新型コロナウイルス感染症対策関連の協調融資実績は、計 12 件、約 3,033 億円となりました（2020 年度協調融資実績の全体の約 64%）。

#### (2) 質の高い成長とそれを通じた貧困削減

質の高い成長の実現に向け、自由で開かれたインド太平洋、インフラシステム輸出戦略、質の高いインフラ等の政府の重要政策に基づき、経済協力の戦略的活用に積極的に貢献しました。特に、カンボジアでは、シハヌークビル港の整備・運営を当法人の支援ツールを総動員して支援した結果、コンテナ貨物の 70%以上を取り扱う同国を代表する港湾としての地位を確立し、実施機関総裁が日本政府旭日中綬章を受章しました。また、ガーナでは、道路建設事業において完工まで無事故・無災害 244 万時間を達成して同国政府より質の高いインフラとしての高い評価を得ました。さらに、パキスタンでは、山岳道路の難工事を日本の優れた技術で実現して域内の連結性向上に寄与し、土木学会技術賞を受賞しました。

平和と健康のための基本方針、平和と成長のための学びの戦略等の政府政策に基づき、包摂性に配慮しつつ、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発に貢献しました。特に、既述の新型コロナウイルス感染症への対応に加え、アフリカでのポリオ根絶、ラオス初の全国看護師・助産師国家試験の実現、オープンイノベーションでのビジネスアイデア実現を通じた水道収益の大幅増、ミャンマーやネパールでの自主学習教材の作成・公開を通じたコロナ禍での学びの継続等に貢献しました。

#### (3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

法制度の整備及び確立、立法府、司法府、中央・地方の行政の機能強化等に取り組み、公正で包括的な社会の実現に貢献しました。特に、中国では、当法人の協力を通じて民法典及び知的財産権法が初めて成立しました。また、カカオ産業における「ビジネスと人権」に係る国内初の共創型プラットフォームを実働させ、同プラットフォーム会員との共創による調査を行い、国の制度として児童労働フリーゾーンを導入、普及する先進的な取組を推進しました。

社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化に向けた協力を通じて、平和で安全な社会の実現に貢献しました。特に、フィリピンでは、ミンダナオ島のバンサモロ地域全域を対象とした新型コロナウイルス感染症の影響把握調査を実施し、バンサモロ暫定自治政府による新型コロナウイルス感染症対応に向けた現状把握・予算獲得に貢献しました。また、ウガンダの難民・避難民居住地域において、開発計画策定におけるアカウンタビリティ及び透明性の改善を実現し、世界銀行、国連開発計画等の援助機関やウガンダ政府による事業成果の面的拡大につながりました。

#### (4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築

国際開発目標や日本政府の政策目標を踏まえ、国際社会全体として地球規模課題に対応し持続可能かつ強じんな社会を構築するための取組を行いました。特に、既述の新型コロナへの対応に加え、「緑の気候基金（GCF）」を活用した事業形成を推進するとともに、初の GCF 受託を実現しました。また、「アフリカのきれいな街プラットフォーム」の日本の強みである「きれいな街」の開発途上地域での実現を掲

げ、廃棄物管理、下水道整備等を総合的に支援する「JICAクリーン・シティ・イニシアティブ」を創設・推進しました。さらに、モーリシャス沖重油流出事故に際し、緊急援助に加え、生態系及び沿岸住民への影響緩和に向けた支援事業を迅速に形成し、同国首相から高い評価を得ました。

#### (5) 地域の重点取組

自由で開かれたインド太平洋等を踏まえ、各国・地域の情勢や特性に応じて協力方針の重点化を図るとともに、各地域での日本政府の政策、国際公約、国別開発協力方針等に沿った事業を展開し、開発途上地域の開発を効果的かつ戦略的に支援しました。特に、既述の「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」の創設・供与等を通じて、各国毎の喫緊のニーズに応える形で日本政府の政策実現に貢献したほか、開発途上地域におけるトップクラスの大学等と連携して「日本研究講座設立支援事業(JICA チェア)」を25か国で始動・展開し、知日派リーダーの育成に全世界で取り組みました。また、南アジアでは、コロナ禍でも遠隔での案件形成を迅速に進め、インドやバングラデシュとの公約に基づく新規円借款の供与に大きく貢献しました。さらに、中央アジアでは、日本政府の「中央アジア+日本」対話が目指す地域連結性強化を象徴する事業として、始めて中央アジア5か国全て(及びアフガニスタン)を対象とした国際機関連携無償の贈与契約を締結しました。加えて、中南米では、エルサルバドル向けの迅速な支援を通じて中米最大規模の病床を有する新型コロナ専門病院が建設され、国連総会で同国大統領より謝意が表明されたほか、コロナ禍で困難な状態に置かれた各国日系団体を支援するため、日系団体への助成金に係る制度改定を迅速に検討の上、申請の受付を開始しました。アフリカ地域では、「JICA-高専イノベーションプラットフォーム」での戦略的な取組を通じて、開発モデルのイノベーションを継続的に生み出すエコシステムの構築等に貢献しました。

#### (6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

民間企業等の海外展開を引き続き支援し、民間企業等が有する革新的技術や知見を活用し、開発途上地域における課題解決の促進に取り組みました。特に、当法人が総合的に分析・提示した開発課題に対して、大企業の持つ先進技術やノウハウを活用する新たな取組を始めました。また、民間連携事業を通じて、ブラジルでの空調機向け省エネ基準改正、ケニアでの本邦企業が提案したプログラミング教材の公式教材認定、インドでの社会基盤整備を加速するプレキャストコンクリート製品の普及に向けた本邦企業の進出等、数々の成果を実現しました。さらに、中小企業・SDGsビジネス支援事業における「地域金融機関連携案件」の募集を開始し、本邦企業の海外進出に向けて、地域経済の核である地域金融機関と協働を強化しました。

#### (7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大

ボランティア、地方自治体、NGO/市民社会組織(CSO)、大学・研究機関等との連携強化を通じて、開発途上地域の多様なニーズに対するこれらの担い手の知見・技術を活用した協力に取り組みました。特に、本邦企業、業界団体、弁護士、学識経験者、CSO等、多様な関係者と連携して日本における外国人労働者が抱える労働・社会問題の解決を目指し、「責任ある外国人労働者受け入れプラットフォーム(JP-MIRAI)」を設立した他、海外協力隊経験者による社会還元の後押しに向けた無料職業紹介業免許の取得や新たな国際協力推進員制度の整備等、外国人材受入・多文化共生にも資する取組を数多く実施しました。

た。また、放送大学との共同制作番組「日本の近代化を知る 7 章」の続編を制作の上、放送を開始した他、同ビデオ教材を活用した遠隔での講義を通じて、知日派リーダーの育成に資する JICA 開発大学院連携・JICA チェアを推進し、国内外の大学・研究機関等との連携を益々強化しました。さらに、熊本県をはじめとした日本各地の自治体に当法人職員を出向させ、SDGs の普及、国際理解教育の推進、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン決定に向けた支援等に取り組みました。

#### (8) 国際社会でのリーダーシップの發揮

各種国際会議や国際機関での議論を通じ、当法人の経験や知見を発信し、国際的な援助潮流の形成に貢献しました。特に、当法人が提案した新型コロナ対策に関する取組が第 75 回国連総会での首相演説にて国際社会に表明されたほか、天皇皇后両陛下がご聴講されたコロナ禍の水防災に関する国際オンライン会議でも、当法人の新型コロナウイルス感染症に対する協力方針・事例を発信しました。また、当法人が運営委員会メンバーを務める国際開発金融クラブが、全世界の約 450 機関が参加する史上初の開発銀行サミットを共催した他、当法人の職員が経済協力開発機構開発援助委員会の統計作業部会副議長として技術的な議論に貢献し、日本政府の方針である債務救済の ODA 計上が開発援助委員会本会合で承認されました。

#### (9) 事業の戦略性の強化と体制整備

新型コロナ対応を組織横断的に検討・情報共有するため、「新型コロナウイルス感染症対策協力推進室」を新設したほか、SDGs の達成に向けたクラスター単位による事業展開の促進に向けた課題部の組織再編に取り組みました。

平成 30 年度の「予算執行管理強化に関する諮問委員会」による提言を受け導入した予算執行管理の強化に関する各種取組を継続して実施しました。当法人予算の概算要求においては、中期的な資源配分の方針及び事項別の予算積算書を作成し、理事会審議を経て概算要求及び年度計画予算策定に反映する等、同委員会の提言に基づき適切に実施するとともに、予算統制の強化・定着に取り組みました。自律性を重視した合理的な予算管理方法の更なる定着を図るべく、当法人の職員を対象とした研修も実施しました。

また、コロナ禍においては、会議は全面的にオンラインで開催し、7 割を目標として在宅勤務を大幅に拡大しました。こうした対応の推進のため、外部ネットワークアクセス回線数の増強、オンライン会議ツールの多様化、クラウドメールサービスの導入等、情報システム基盤の強化に取り組みました。

#### (10) 安全対策の強化

「国際協力事業安全対策会議最終報告」に基づき海外事業者の安全対策に係る取組を着実に継続・推進するとともに、脅威情報の収集・分析・発信体制の強化や情報共有の徹底に取り組みました。特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大における当法人関係者の一時帰国・再渡航の実施における関係者の安全及び健康の確保に取り組みました。また、工事安全に対する取組として、労働安全衛生の標準仕様書としては世界初である「JICA 安全標準仕様書」を取りまとめ、労働安全衛生法性の整備状況に関わらず、一定のレベルで施設建設等事業に従事する関係者の安全が確保されるよう取り組みました。

以上のように、令和 2 年度は第 4 期中期目標期間の 4 年目として成果を上げました。これからも開発

協力大綱等の日本政府の政策への貢献や SDGs 等の国際公約の実現に向けて一層の貢献が求められる中、当法人は、開発協力に関する政策の実施を担う機関として、開発協力の効果を高めて内外の期待に応えてまいります。さらに日本政府により打ち出された 2050 年カーボンニュートラル宣言を通じた脱炭素社会の実現の他、ポスト・コロナの新しい社会を見据えたデジタル化やイノベーションの促進への貢献に向けても取り組んでまいります。

国民の皆様の一層のご理解とご協力を願い申し上げます。

## 2. 法人の目的、業務内容

### (1) 目的

当法人は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としております。

### (2) 業務内容

当法人は、独立行政法人国際協力機構法第3条の目的を達成するため以下の業務を行います。

#### ア) 技術協力

- ・研修員受入
- ・専門家派遣
- ・機材供与
- ・技術協力センター設置・運営
- ・開発計画に関する基礎的調査

#### イ) 有償資金協力

- ・円借款
- ・海外投融資

#### ウ) 無償資金協力

- エ) 国民等の協力活動の促進
- オ) 移住者に対する援助及び指導等
- カ) 大規模な災害に対する緊急援助
- キ) 人員の養成及び確保
- ク) 調査・研究
- ケ) 附帯業務
- コ) 受託業務

### 3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

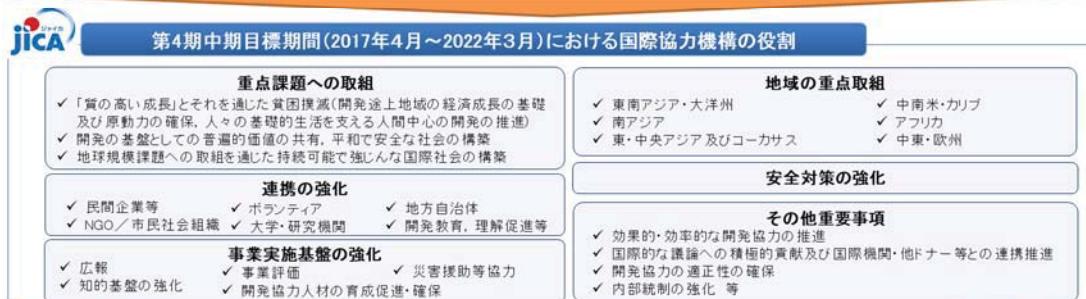
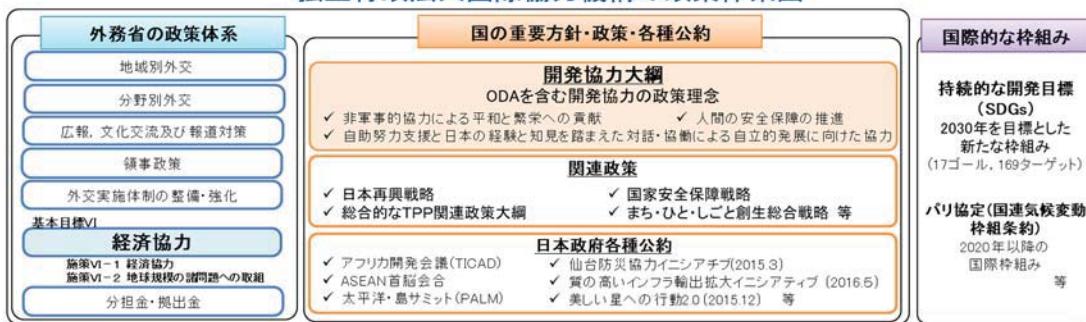
世界が直面する開発課題が多様化、複雑化、広範化しており、開発途上地域を含む世界各地のリスクは我が国を含む国際社会全体の平和と安定及び繁栄に直接的な影響を及ぼす状況となっています。また、新興国・開発途上地域を始めとする国際社会との協力関係を深化させ、その活力を取り込むことは我が国自身の持続的な繁栄にとって鍵となっています。

このような国内外の情勢を踏まえ、我が国は、平成27年9月に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダや平成28年11月に発効した気候変動対策の新たな国際的な法的枠組みであるパリ協定に基づき、民間企業、地方自治体、NGO/市民社会組織（CSO）を含む国際社会と連携して、開発課題の解決に向け具体的な行動を取ることが必要です。

開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）では、開発協力の目的を国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することと定め、その推進を通じて我が国の国益の確保に貢献することとしており、開発協力は外交政策上の最も重要な手段の一つです。

外務省の政策体系においては、地域横断的な政策分野別の目標を掲げる中、横断的な政策分野の目標の1つに「経済協力」を位置づけています。当法人は、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として設置された開発協力機関であり、我が国の開発協力の実施の中核を占めます。当法人には、開発協力大綱が示す政策を実現し、国家安全保障戦略、日本再興戦略、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ等政府の重要な政策や、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針を踏まえつつ2030アジェンダ等の国際公約の達成にも政府、関係機関、民間企業等と連携して貢献していくことが期待されます。

独立行政法人国際協力機構の政策体系図



開発協力を通じ国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、  
安定性及び透明性が高い国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益を確保

(出典：独立行政法人国際協力機構中期目標<sup>1)</sup>)

<sup>1)</sup> <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000014487.pdf>

#### 4. 中期目標

##### (1) 概要

中期目標は、当法人が3年以上5年以下の期間において達成すべき業務運営に関する目標として、主務大臣が定めるものです。2017年度より開始した第4期中期目標（平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間）では、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的な枠組みと開発協力大綱を基に、4つの開発課題（インフラ・経済成長、人間中心の開発、普遍的価値・平和構築、地球規模課題）、6つの地域、多様な主体との連携や国際的な議論への貢献等に関する目標を設定しています。これらに加え、事業を支える組織、業務基盤の強化や効率的な運営、安全対策、内部統制等についても具体的に定めています。

詳細については、当法人の中期目標をご覧ください。

##### (2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

一定の事業等のまとまりごとの目標は、以下のとおりです。

###### ① 日本の協力の重点課題

- 1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保
- 2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進
- 3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
- 4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築
- 5) 地域の重点取組

###### ② 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

- ③ 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大
- ④ 事業実施基盤の強化

## 5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

当法人は、「開発協力大綱の下、人間の安全保障と質の高い成長を実現」するという使命（ミッション）のもと、「信頼で世界をつなぐ」というビジョンを掲げています。

これらミッション及びビジョンを現場の行動に移していくため、以下 5 つのアクションを掲げています。

1. 使命感：誇りと情熱をもって、使命を達成します。
2. 現場：現場に飛び込み、人びとと共に働きます。
3. 大局観：幅広い長期的な視野から戦略的に構想し行動します。
4. 共創：様々な知と資源を結集します。
5. 革新：革新的に考え、前例のないインパクトをもたらします。

また、運営上の方針として、以下 6 つの柱で構成された 2020 年度経営戦略を定めました。

1. 新型コロナへの対応
2. 「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に寄与
3. 「人間の安全保障 2.0」の具現化を通じた尊厳を持って生きられる社会の実現
4. 日本国内の多文化共生・地域経済活性化に資する取組の強化
5. 新しい時代のニーズに応える事業の構築・実践
6. 強靭で機動的な組織の構築

## 6. 中期計画及び年度計画

当法人は、中期目標を達成するために中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。中期計画と当事業年度に係る年度計画の概要は以下のとおりです。なお、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の動向に留意し、機動的かつ柔軟に対応することいたしました。詳細については、当法人の中期計画及び年度計画をご参照ください。

中期計画	2020 年度計画
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
<b>日本の開発協力の重点課題</b>	
(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）	
ア 都市・地域開発  持続可能な都市・地域開発に貢献するため、土地利用計画及びインフラ計画を含むマスター・プランの策定等を支援する。	ア 都市・地域開発  ・公共交通志向型都市開発 ・多様なアクターとの協働体制構築 ・回廊開発アプローチ・スマートシティの推進、等
イ 運輸交通・ICT  成長を続けるアジアをはじめとした開発途上地域のインフラ需要に呼応するため、持続可能で利便性や安全性の高い運輸交通インフラ・ICT環境の整備を支援する。	イ 運輸交通・ICT  ・道路アセットマネジメントプラットフォームの展開 ・都市鉄道システムの導入、港湾・空港整備及び運営維持管理、海上保安強化による物流円滑化・安全化 ・DXの促進、運輸交通での「BIM/CIM」の導入促進、等
ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上  開発途上地域の都市部を中心とした電力需給ギャップ解消と安定供給及び地方部等のエネルギー・アクセスの改善に貢献するため、電源開発と電力系統の整備等を支援する。	ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上  ・サブサハラ・アフリカにおける再生可能エネルギーを用いた地方電化官民連携案件の形成 ・NDCを念頭において再生可能エネルギーの導入拡大 ・「資源の絆プログラム」の質の向上、等
エ 民間セクター開発  民間主導の経済成長に必要な海外からの直接投資促進や国内企業の育成のため、知的所有権等の産業基盤の整備や、企業活動に必要な産業人材の育成を支援する。	エ 民間セクター開発  ・アジア地域における政策策定支援、産業人材育成、外資系企業とのリンク強化、イノベーション推進の加速 ・アフリカ・カイセン・イニシアティブの推進 ・ABEイニシアティブ及びイノベティブ・アジア、等
オ 農林水産業振興  高付加価値商品の安定供給と生産者の所得向上を実現するため、生産から製造・加工、流通、消費に至る一連の過程において、農林水産業の振興を支援する。	オ 農林水産業振興  ・ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援プロジェクト構想に基づく新規事業形成 ・小規模農家向け市場志向型農業振興アプローチの普及 ・「JICA食と農の協働プラットフォーム」の実施、等
カ 公共財政管理・金融市場等整備  健全な政府財政や金融市場等の基盤を構築するため、適正な歳入確保と予算執行管理に資する政府予算管理、内部監査、税務や税関等の財政運営の強化、中央	カ 公共財政管理・金融市場等整備  ・アジア地域における税関手続きの迅速化・効率化支援 ・アフリカ地域におけるワン・ストップ・ボーダー・ポストの推進、等

銀行の機能の強化、金融仲介機能や資本市場の整備等を支援する。	
(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）	
ア ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を目指した保健システムの強化  我が国政府の平和と健康のための基本方針及び国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン等を踏まえ、基礎的保健医療サービスへのアクセスの改善及び医療費負担による貧困化等の健康格差の是正のため、各国の状況に応じた政策・制度の導入・改革や能力向上等を支援する。	ア ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を目指した保健システムの強化  ・機構の事業経験から得られた知見の主要国際会議等での発信 ・G20、TICAD7等でのUHCに関連した政府公約・発表の具現化のための事業形成・実施 ・高齢者介護も視野に入れた保健システム強化に向けた政策対話推進、等
イ 感染症対策の強化  感染症による健康危機時においても住民への保健サービスの提供を中断しない、強靭な保健システムを構築するため、感染症発生動向調査（サーベイランス）、実験室（ラボ）による確定診断、緊急対応等の恒常的・突発的な感染症への対応能力強化を支援する。	イ 感染症対策の強化  ・新型コロナ等感染症による健康危機時に対応するための公衆衛生上の備えの強化、国際保健規則遵守の促進 ・アフリカ疾病予防管理センターとの連携による支援、各國の検査・研究能力の強化 ・国際緊急援助隊感染症対策チームの対応力強化、等
ウ 母子保健の向上  母子に対する継続的な保健サービスの提供と乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向け、特に母子保健サービスの担い手である看護・助産人材の育成を支援する。	ウ 母子保健の向上  ・母子手帳の知見共有、技術支援の調整を行うプラットフォームの立ち上げ支援 ・母子手帳に関するワークショップやセミナーの開催 ・母子手帳の試行導入・改訂に係る技術的な支援、等
エ 栄養の改善  我が国企業による栄養改善の取組を産学官の連携によって促進すべく設置された栄養改善事業推進プラットフォームの共同議長として、我が国の民間企業の活力も活用し、開発途上地域の栄養改善を支援する。	エ 栄養の改善  ・「栄養改善事業推進プラットフォーム」の活動推進 ・「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA）」の推進、等
オ 安全な水と衛生の向上  全ての人々の水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保するため、安全な水へのアクセスの改善及び持続的・効率的な水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上を支援する。	オ 安全な水と衛生の向上  ・水道事業のサービス改善・経営改善 ・PPP導入、ブレンデッドファイナンス、水道整備基金検討等の資金動員 ・水資源管理の日本の開発経験に関する教材整備、等
カ 万人のための質の高い教育  教育支援に係る我が国政府の基礎戦略である平和と成長のための学びの戦略に基づき、包摂的で公正な質の高い教育を実現するため、教科書・学習教材の開発、教員養成・研修の改善、学校運営の改善、教育施設の拡充等を支援する。	カ 万人のための質の高い教育  ・就学前教育、女子教育、ICTの活用、コミュニティと学校の協働による教育開発モデルの開発・普及 ・日本式教育の導入・展開事業、算数教科書の開発 ・世界銀行、GPE、UNICEF等パートナー機関との連携強化、等

キ スポーツ スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）の取組にも留意し、関係機関との連携強化を図りつつ、体育科教育指導、スポーツを通じた障害者・社会的弱者の社会参加の拡大や平和の促進等、スポーツを通じた開発を支援する。	キ スポーツ ・開発途上地域の体育科教育支援、障害者・社会的弱者の社会参加の促進 ・スポーツを通じた民族融和、平和の促進等に向けた支援 ・国内外関係者とのパートナーシップ強化、市民参加促進、等
ク 社会保障・障害と開発 社会保障制度の構築や強化に向け、制度を支える人材育成を支援する。特に、高齢化の進展に伴う高齢者の医療アクセスや介護等の課題への対応を重視する。	ク 社会保障・障害と開発 ・社会保険制度の整備、児童労働撲滅に向けた事業実施 ・高齢者ケアの仕組みづくりに資する事業実施 ・インクルーシブ防災、ユニバーサル・ツーリズム等、新たなニーズに対応した事業実施、等
(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	
ア 公正で包摂的な社会の実現 ガバナンスと法の支配に基づく社会の実現を促進するため、民事法や経済法を中心としたルールの整備、立法院、司法府、行政、公共放送の機能強化等を支援する。	ア 公正で包摂的な社会の実現 ・公正かつ透明な法・司法制度の整備・運用等の支援 ・京都コングレスに対する貢献 ・法の支配や「ビジネスと人権」の促進、等
イ 平和と安定、安全の確保 紛争により被害を受けた社会の安定化や再建、難民・国内避難民と受入社会の融和を促進するため、社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善と共に資する特に地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化を支援する。また、住民の生計活動の活性化、難民・国内避難民の自立化促進等も支援する。	イ 平和と安定、安全の確保 ・フィリピン・ミンダナオでの平和と開発に係る支援 ・ウガンダ、ザンビア等における難民受入コミュニティに対する地方行政能力の向上等の支援 ・治安機関・海上保安機関等の機能強化 ・テロ、薬物犯罪、サイバー犯罪等国際的な課題に係る本邦研修の実施、等
(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築	
ア 気候変動 新たな国際枠組みであるパリ協定への対応を含む開発途上地域の気候変動対策を、各国の自国の貢献（NDC）等を踏まえながら、民間資金も活用しつつ支援する。	ア 気候変動 ・開発途上地域に求められるNDCの策定・改定、国家適応計画の策定・改定に必要な能力強化の支援 ・「緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）」の一層の活用に向けた事業形成 ・UNFCCC第26回締約国会議（COP26）における成果発信、等
イ 防災の主流化・災害復興支援 仙台防災枠組2015-2030も踏まえ、自然災害に対して強靭な社会づくりを支援する。	イ 防災の主流化・災害復興支援 ・アジアにおける主流化の優良事例の形成、事前防災としての強靭なインフラ事業の形成 ・より良い復興（BBB：Build Back Better）概念の共有 ・「仙台防災協力イニシアティブフェーズ」の後継目標への貢献に向けた防災行政官と実務者の育成、等
ウ 自然環境保全	ウ 自然環境保全

<p>自然環境保全と人間活動との調和を図るため、気候変動緩和策（REDD+）、生態系を活用した防災・減災、脆弱なコミュニティでの自然資源管理、生物多様性の保全と持続可能な利用を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>REDD+、泥炭地管理支援の推進</li> <li>中央アフリカ森林基金、GCF 等の外部資金の活用促進</li> <li>リモートセンシング技術を活用した持続的森林管理への貢献、AI を用いた熱帯林減少要因分析・予測の実施</li> <li>グリーン経済の推進を念頭において沿岸域自然環境保全に関する民間セクターとの連携、等</li> </ul>
<p><b>エ 環境管理</b></p> <p>都市部の住環境の改善と持続可能な経済社会システム構築を推進するため、環境影響評価や化学物質管理、グリーン成長・低炭素社会構築等の環境管理の各分野において、政策・法制度や管理体制の構築、能力強化を支援する。</p>	<p><b>エ 環境管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アジア等における 3R (Reduce、Reuse、Recycle) の推進、大洋州では「3R プラス Return」の試行に向けた調査</li> <li>Waste to Energy (廃棄物からのエネルギー回収) の導入適格国への支援</li> <li>「マリーン・イニシアティブ」に資する事業形成・実施</li> <li>「アフリカのきれいな街プラットフォーム」における知見の共有と連携及び資金動員の促進、等</li> </ul>
<p><b>オ 食料安全保障</b></p> <p>食料需給の地域的な不均衡に対応するために、穀物等主要作物の生産性向上を支援する。</p>	<p><b>オ 食料安全保障</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）フェーズ 2」の目標達成に向けた事業形成・実施</li> <li>違法・無報告・無規制漁業対策の取組の継続</li> <li>農業の気候変動に対するレジリエンス強化に向けた事業の実施、等</li> </ul>
<p>(5) 地域の重点取組</p>	
<p><b>ア 東南アジア・大洋州地域</b></p> <p>インフラ開発に対する膨大なニーズにも対応し、ハード・ソフトのインフラ整備を含む連結性の強化、生産性向上や技術革新を促す人材育成、平和で安全な社会の構築に向けた支援等を行う。</p>	<p><b>ア 東南アジア・大洋州地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ASEAN の一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進</li> <li>陸の東西・南部経済回廊及び海洋の経済回廊に係る連結性強化</li> <li>自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のための海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、等</li> </ul>
<p><b>イ 南アジア地域</b></p> <p>インフラ整備や貿易・投資環境整備等の経済発展基盤の構築、平和と安定、安全の確保への取組、基礎生活分野の改善、気候変動や防災等の地球規模課題への対応を支援する。</p>	<p><b>イ 南アジア地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>域内及び他地域との連結性強化</li> <li>投資環境整備を含む産業競争力強化</li> <li>平和と安定及び安全の確保</li> <li>基礎生活分野の改善、地球規模課題への対応、等</li> </ul>
<p><b>ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域</b></p> <p>ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、人材育成等を支援する。</p>	<p><b>ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モンゴルにおける財政支援等を通じた経済の安定化とガバナンス強化</li> <li>中央アジア・コーカサスにおける域内及び他地域との連結性、国内の格差の是正及び質の高いインフラに配慮した協力の推進</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国における対中ODAの総括、中国側関係機関との対外援助に関する情報共有・意見交換の実施、等</li> </ul>
エ 中南米・カリブ地域  国際開発金融機関等との連携も通じ、インフラ整備や、防災、気候変動といった地球規模課題等への対応を支援する。	エ 中南米・カリブ地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・米州開発銀行、中米統合機構（SICA）等の域内開発パートナーとの連携枠組に基づく事業の着実な実施</li> <li>・留学制度を活用した人材育成等の推進</li> <li>・民間企業や地方自治体、研究機関等との連携による日系社会との連携強化、等</li> </ul>
オ アフリカ地域  運輸交通、水・衛生、再生可能エネルギーを含むエネルギーへのアクセス等のインフラ整備、産業育成、人材育成を含む投資・ビジネス環境の整備・改善、基礎生活分野の改善等に係る官民一体となった協力をを行う。	オ アフリカ地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ABEイニシアティブ3.0等の産業人材育成、質の高いインフラ投資、債務持続可能性の確保、ビジネス推進</li> <li>・UHC拡大、質の高い教育の提供、廃棄物管理</li> <li>・治安維持等に係る人材育成、紛争地域安定化支援、等</li> </ul>
カ 中東・欧州地域  社会的・地域的な格差是正、国の発展を支える人材の育成、インフラ整備、投資環境整備、持続的な環境保全等を支援する。	カ 中東・欧州地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・格差是正や紛争被害の視点を含めたインフラ整備、環境分野の支援</li> <li>・シリア難民に対する留学生受入の継続実施</li> <li>・TICAD7を踏まえた北アフリカにおける事業形成・実施、「西バルカン協力イニシアティブ」に基づく支援実施、等</li> </ul>
<b>国内の連携の強化（地域活性化への貢献を含む）</b>	
(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	
ア 民間企業等  民間企業等と、調査事業、実証事業、海外投融資事業といった事業の各段階に対応した多様な連携事業や、開発協力への民間企業の裾野拡大に係る取組を他の政府関係機関等とも緊密に連携して実施する。	ア 民間企業等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業・SDGsビジネス海外展開事業の実施</li> <li>・課題発信セミナー等を通じた開発課題に係る現地ニーズ等の情報提供</li> <li>・協力準備調査（PPPインフラ事業）を通じたPPP事業の形成促進、等</li> </ul>
イ 中小企業等  我が国中小企業等の海外展開の促進を通じ、開発途上地域の開発課題の解決を推進する。	イ 中小企業等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業等による提案型事業における制度改善</li> <li>・日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構等日本の中小企業支援機関との連携強化、等</li> </ul>
(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大	
ア ボランティア  国民の参加と、開発途上地域の住民との相互理解を促進しつつ、草の根レベルの活動を通じて開発途上地域の課題解決に資するため、ボランティア事業を実施する。	ア ボランティア <ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化共生社会に求められる人材育成、OVによる帰国後の社会還元支援</li> <li>・東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン事業等を通じた帰国隊員の活躍の場の拡大</li> <li>・ボランティア事業の制度改革、ICTを活用した募集・選</li> </ul>

	考の運用定着、等
イ 地方自治体  地方自治体の行政の知見、技術等の資源を活用し、開発途上地域が抱える課題解決に資する事業を実施する。また、地方自治体間の開発協力経験の共有を支援し、地方自治体が推進する海外展開や開発協力活動への参入や拡大にも貢献する。	イ 地方自治体  ・自治体連携事業の優良事例を蓄積・発信 ・地方自治体に等による外国人材受入を含めた多文化共生の取組状況把握、事業実施に向けた案件形成、等
ウ NGO/市民社会組織（CSO）  NGO/CSO の有する現地での知見等の強みやアプローチの多様性を活用し、特に開発途上地域の住民視点のニーズに応じた協力を実施する。	ウ NGO/市民社会組織（CSO）  ・機構による開発途上地域の課題・ニーズの発信の強化 ・NGO 等活動支援事業等を通じた NGO/CSO の能力向上、等
エ 大学・研究機関  大学・研究機関の有する専門的知見、ネットワークを活用した事業を実施する。	エ 大学・研究機関  ・JICA 開発大学院連携の推進、同連携の成果の定着・発展にむけた JICA 日本研究拠点事業の展開 ・地球規模課題の解決に資する事業の実施、等
オ 開発教育、理解促進等  児童・生徒や市民が世界の直面する開発課題や我が国との関係を知り、主体的に考える力や、解決に向けた取組に参画する力を養うため、学校や教育委員会等教育関係機関、NGO、民間企業等と連携しつつ、開発教育を取り組む。	オ 開発教育、理解促進等  ・教育機関、NGO 等と連携した開発教育の裾野を拡大 ・教員向け研修プログラムの実施 ・SDGs や東京オリンピック・パラリンピック等を踏まえた取組、等
<b>事業実施基盤の強化</b>	
(8) 事業実施基盤の強化	
ア 広報  国際社会における我が国の開発協力の認知度を高め、国際的な開発協力に係る検討課題設定や枠組みづくりへの我が国の参画を促進し、また国内において開発途上地域の抱える課題や機構の取組に関する国民の理解と支持を得るため、統一性、一貫性のある情報発信と広報に取り組む。	ア 広報  ・機構の活動及び成果の国内外プレス向け発信（広報誌、デジタルメディア、国際協力イベント等） ・スポーツと開発、地方と開発途上地域のつながり、東日本大震災 10 周年等に関連する発信 ・外部ユーザーによるウェブサイトのアクセス迅速化推進、等
イ 事業評価  PDCA サイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を確実に実施し、評価結果を速やかにかつ分かりやすく公開・発信することで、国民への説明責任を果たす。また、評価結果から得られる学びを基に機構の協力方針や事業等へのフィードバックを強化し、事業の改善や効果向上に貢献するとともに、必要に応じて事業の見直しを行う。事後評価においては、外部専門家	イ 事業評価  ・事前評価、モニタリング、事後評価の着実な実施、評価結果の迅速かつ分かりやすい公開・発信 ・事業評価から得られる教訓の事業等へのフィードバック、インパクト評価、テーマ別評価の実施 ・国際機関、国内外大学、NGO、民間企業等との協働、事業評価から得られた知見の学会・国際会議での発信 ・DAC 評価項目の改定を踏まえた評価方法の検討、機構内

<p>の評価を取り入れる等客観性を担保とともに、国内外のNGO、大学等の多様な主体との連携を促進する等専門的・多様な視点での分析を強化し、評価の質を向上する。</p>	<p>外人材の評価能力向上、等</p>
<p>ウ 開発協力人材の育成促進・確保</p> <p>開発ニーズの多様化に対応した開発協力人材を養成し確保するため、能力強化研修の見直し等を行いつつ、特に若手を中心とした人材を養成する。また、国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」の利用を拡大し、開発協力人材の裾野と活躍の機会を拡大するため、関連情報の発信や提供を行う。加えて、NGO、開発コンサルタント等民間企業、大学、地方自治体等の登録の拡大やこれら登録団体からの情報発信を促進し、PARTNERの情報の一層の充実を図る。</p>	<p>ウ 開発協力人材の育成促進・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・能力強化研修の実施と質の改善</li> <li>・利便性の向上及びキャリア形成に資するコンテンツ拡充を通じたPARTNER登録者数の増加、等</li> </ul>
<p>エ 知的基盤の強化</p> <p>機構の事業現場での経験を活用しつつ、SDGsの達成に向けた研究等、開発協力事業の効果向上と国際援助潮流の形成につながる研究を実施し、研究成果を事業にフィードバックする。また、勉強会、セミナー、シンポジウム等の開催やウェブサイト等を通じて研究成果を公開し、研究成果を開発途上地域の関係者を含む内外の援助実務者や研究者に発信する。研究の実施に当たっては、機構内の研究人材育成や、国内外の研究者・研究機関との連携強化に留意する。</p>	<p>エ 知的基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い成長、人間の安全保障、日本の開発教育の歴史、新興国の開発協力等に関する研究</li> <li>・国内、新興国を含む海外の研究者、大学、研究機関等とのネットワークの充実</li> <li>・JICA開発大学院連携の教材作成等を通じた知日派人材の育成とネットワークの強化</li> <li>・T20会合やTICAD7を通じた研究成果の発信、等</li> </ul>
<p>オ 災害援助等協力</p> <p>大規模災害等による被災者救済を迅速、効率的かつ効果的に実施するため、国際基準を踏まえた研修・訓練を行い、国際緊急援助隊の能力強化を行う。また、資機材整備等の派遣体制強化を行い、国際水準の対応能力を維持する。加えて、国際社会への対外発信や議論への積極的な参画を通じ、関係機関等との連携や情報共有体制を強化する。</p> <p>突発的な感染症の拡大の防止に貢献するべく、感染症対策チームの派遣体制を強化する。</p>	<p>オ 災害援助等協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際緊急援助隊救助チームの基盤強化の推進</li> <li>・国際捜索救助諮問グループ(INSARAG)を通じたアジア太平洋地域内の捜索救助能力向上、協力体制強化への貢献</li> <li>・WHO緊急医療チームの地域議長として、アジア太平洋地域のネットワーク強化、等</li> </ul>
<p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置</p>	
<p>(1) 戰略的な事業運営のための組織基盤づくり</p>	
<p>ア 実施体制の整備</p> <p>外部環境の変化に柔軟かつ機動的に対応し、付加価</p>	<p>ア 実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内拠点の体制強化</li> </ul>

<p>値の高い業務を遂行するため、組織及び事務の効率化・合理化に努めつつ、本部・国内拠点・海外拠点において経営資源の最適配分を行う。また、外部の知見を積極的に活用して開発課題に戦略的に対応する能力を高める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営諮問会議等の継続的開催</li> <li>・規程類の見直し、等</li> </ul>
<p><b>イ 業務基盤の強化</b> 業務の電子化を通じて業務基盤を強化する。</p>	<p><b>イ 業務基盤の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時等における事業継続性に対する強靭性強化のためのICT基盤強化対策の実施</li> <li>・DX、クラウド活用、働き方改革等を意識した情報共有基盤調達に向けた要件定義の実施</li> <li>・国際情報通信網の増速、定型PC作業自動化の運用・統制ルール、ガイドライン等の整備、等</li> </ul>
<p>(2) 業務運営の効率化、適正化</p>	
<p><b>ア 経費の効率化</b> 中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度1.4%以上の効率化を達成する。</p>	<p><b>ア 経費の効率化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営費交付金を充当して行う業務の一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計に関し、業務の質の確保に留意した前年度比1.4%以上の効率化の達成</li> </ul>
<p><b>イ 人件費管理の適正化</b> 各種の国際社会の開発目標の達成に貢献し、政府や社会から期待される役割を果たすために、必要に応じて人員配置を見直す。また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。</p>	<p><b>イ 人件費管理の適正化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な人員配置のあり方、職員構成や役割に応じた処遇等の人事制度の見直しの検討</li> <li>・給与水準の適正化への取組み</li> <li>・給与水準及びその合理性・妥当性の公表、等</li> </ul>
<p><b>ウ 保有資産の必要性の見直し</b> 機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不斷に見直しを行うものとする。</p>	<p><b>ウ 保有資産の必要性の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産内容の見直し、保有資産の必要性の有無の検討</li> <li>・詳細な保有資産情報の公表、等</li> </ul>
<p><b>エ 調達の合理化・適正化</b> 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。また、</p>	<p><b>エ 調達の合理化・適正化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達等合理化計画の策定、それに基づく取組の実施</li> <li>・契約監視委員会による点検を踏まえた競争性のない随意契約の削減に向けた取組</li> <li>・コンサルタント海外事業展開支援の制度改善、等</li> </ul>

外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。	
<b>3. 財務内容の改善に関する事項</b>	
運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析した上で、厳格に行うものとする。また、引き続き自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の最終報告書提言内容を踏まえた取組の着実な実施</li> <li>・実務者向け研修、階層別研修、Web ベース研修の実施等による職員の予算執行管理能力の向上</li> <li>・前年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等の分析</li> <li>・自己収入確保とその適切な管理・運用、等</li> </ul>
<b>4. 安全対策に関する事項</b>	
<p>国際協力事業安全対策会議最終報告（平成 28 年 8 月 30 日 外務省及び独立行政法人国際協力機構）を踏まえ、国際協力事業関係者の安全確保のため、脅威情報の収集・分析・共有の強化、現地における行動規範の遵守・徹底、ハード・ソフト両面の防護措置及び研修・訓練の強化、危機発生後の対応の強化及び危機管理意識の向上等の態勢強化を図る。</p> <p>また、施設建設等の工事にかかる関係者の安全確保のために、開発途上地域の政府、事業実施機関、コンサルタント、コントラクター等の関係者による安全対策を支援する仕組を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全対策措置の周知徹底、事業関係者への研修、意識づけ、脅威情報の収集・分析能力強化、事業サイト等の防護強化</li> <li>・工事安全対策に関する指針文書の適切な運用・見直し、施設建設等事業の工事安全対策の実施、等</li> </ul>
<b>5. その他業務運営に関する重要事項</b>	
(1) 効果的・効率的な開発協力の推進	
<p><b>ア 予見性、インパクトの向上</b></p> <p>戦略的な事業展開を行うために、JICA 国別分析ペーパーや課題別指針等の地域・国・課題等に関する開発協力方針の策定・改訂を行う。また、それらを通じ、我が国の政策策定プロセスへの情報提供や提言、開発途上地域の政府を含む様々な開発パートナーへの発信にも取り組む。加えて、様々な協力手法を組み合わせ、SDGs への貢献を明確にする等した戦略的なプログラム・アプローチを推進し、事業の予見性、インパクトの向上を図る。</p>	<p><b>ア 予見性、インパクトの向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JICA 国別分析ペーパーの策定・改定</li> <li>・事業戦略の策定と事業形成・実施への活用強化</li> <li>・SDGs への貢献が明確化されたプログラム等の選定、国際発信、ポジションペーパー等を踏まえた SDGs の事業への組込強化、等</li> </ul>
<b>イ 効果・効率性の向上</b>	<b>イ 効果・効率性の向上</b>

<p>開発協力事業の効果、効率性を向上させるために、研修を含む技術協力、海外投融資を含む有償資金協力、無償資金協力等において、迅速化にも留意しつつ、様々な開発パートナーのニーズに対応した諸制度・運用の改善等に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術協力における事業マネジメント及び戦略的パートナーシップの強化、イノベティブな取組を含む事業形成・促進</li> <li>・円借款における質の高いインフラパートナーシップ等の政府方針に掲げられた迅速化への取組、海外投融資の積極的活用に向けた国際金融機関・民間金融機関との連携推進、民間資金動員の促進</li> <li>・無償資金協力における「無償資金協力の制度・運用改善に係る報告書」を踏まえた制度の定着</li> <li>・ナレッジ共創の促進、等</li> </ul>
<p>(2) 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進</p>	
<p>ア 国際的な議論への参加と発信</p> <p>開発協力の規範・潮流の形成に影響がある国際的な議論の枠組みや国際会議等において、我が国の考え方を踏まえ機構の知見・経験等を発信する。</p>	<p>ア 国際的な議論への参加と発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間の安全保障、SDGs達成のためのルール作り、主要国際会議における議論への貢献、等</li> </ul>
<p>イ 国際機関・他ドナー等との連携推進</p> <p>国際的な議論への効果的な共同発信や、事業の共同実施・補完等の戦略的な推進に向けて、本部レベルの協議等を通じ、国際機関・他ドナー等と連携する。また、国際的な開発協力の枠組みのアウトリーチを推進するため、新興ドナーとの連携（三角協力を含む）や経験共有を強化する。</p>	<p>イ 国際機関・他ドナー等との連携推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UHC、自由で開かれたインド太平洋等、重要課題に係る国際機関、他ドナー等との協議を通じた連携推進</li> <li>・新興ドナーとの協議・連携推進、南南協力及び三角協力に係る国際的な議論への参画、機構の経験や教訓・知見共有の推進、等</li> </ul>
<p>(3) 開発協力の適正性の確保</p>	
<p>ア 環境社会配慮</p> <p>開発協力事業の実施に伴う環境・社会への影響を回避・最小化するため、世界銀行等の他機関と連携を図りつつ、第三者の関与も得て、JICA環境社会配慮ガイドラインに基づき環境及び社会に配慮した業務運営を行う。また、機構関係者を対象とした研修・セミナー等を通じて、より多くの関係者の環境社会配慮に関する理解を促進する。加えて、世界銀行のセーフガード政策の改定結果及び運用状況等を踏まえて、透明性と説明責任を確保したプロセスにより同ガイドラインの包括的な検討と改定を行い、国際水準での環境社会配慮の実施を強化する。</p>	<p>ア 環境社会配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境社会配慮ガイドラインの適切な運用、助言委員会の関与も得た審査、モニタリング結果の確認の実施、機構関係者の研修機会の拡充</li> <li>・透明性と説明責任に配慮した同ガイドラインの改定に向けた検討、等</li> </ul>
<p>イ 女性のエンパワーメントとジェンダー平等推進</p> <p>我が国政府の女性の活躍推進のための開発戦略等を踏まえ、事業の各段階においてジェンダー平等の視点</p>	<p>イ 女性のエンパワーメントとジェンダー平等推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェンダー主流化重点案件の取組強化</li> <li>・女性にやさしいインフラ整備、STEM（科学・技術・工学・</li> </ul>

<p>に立った業務運営を進め、質と量の両面からジェンダー主流化を拡充する。また、紛争予防・解決プロセスや災害復興・防災支援事業における女性の参画及び紛争下での女性の保護・権利・特別のニーズに対応するための支援を促進し、国連決議 1325 号及び関連決議等に基づく我が国政府の女性・平和・安全保障に関する行動計画の実施にも貢献する。</p>	<p>数学) 分野を含む女子教育の推進強化、平和構築・防災分野等における女性のリーダーシップ推進、女性の経済的エンパワーメントに貢献する支援、等</p>
<p>ウ 不正腐敗防止</p> <p>開発協力事業における不正腐敗を防止するための環境を相手国とともに醸成していくために、不正行為等に対して法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとるとともに、関係者への不正腐敗防止に係る啓発に努める。</p>	<p>ウ 不正腐敗防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不正腐敗情報相談窓口の適切な運用、不正行為等の情報に対する適切な調査・対応と不正行為に対する厳正な対処</li> <li>不正腐敗防止のための研修・啓発活動の実施</li> <li>事業実施者によるマネーロンダリング、反社会的勢力への関与等の背景調査試行、等</li> </ul>
<p>(4) 内部統制の強化</p>	
<p>ア 内部統制を実施するための環境整備</p> <p>独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）及び業務方法書等に基づき内部統制を機能させるための規程等を整備し、必要に応じて改善するとともに、これら規程が確実に運用されるよう機構内で周知する。</p>	<p>ア 内部統制を実施するための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務方法書等に基づく必要な規程等の整備・改定</li> <li>研修等による職員の内部統制に係る一層の意識向上</li> <li>SEAH に関する役職員及び業務従事者の規範制定、被害者支援に係る対処方針の作成・周知、等</li> </ul>
<p>イ 組織運営に係るリスクの評価と対応</p> <p>機構の業務運営上のリスクに適切に対応するために、リスクの識別、分析、評価を行い、リスク管理の徹底、本部及び国内外の拠点における法令遵守態勢の一層の整備を図る。また、有償資金協力に係る適正な業務運営を確保するために、有償資金に係るリスクを適切に識別・測定し、モニタリングを行う。</p>	<p>イ 組織運営に係るリスクの評価と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスク事案への適時・適切な対応、再発防止策の実施</li> <li>リスクの分析・評価結果等のリスク管理委員会等での報告</li> <li>有償資金協力に係るリスクの適切な識別・測定とモニタリングの実施、等</li> </ul>
<p>ウ 内部統制の運用</p> <p>定期的な内部統制の実施状況のモニタリングを行うとともに、モニタリングの結果に基づいて必要に応じ内部統制の態勢を強化する。また、業務手順の整備状況を定期的に確認し、必要に応じこれを更改する。加えて、業務の効率性及び有効性を向上するため、業績評価を適切に実施する。</p>	<p>ウ 内部統制の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な内部統制実施状況のモニタリングと役員への結果報告、機構内周知徹底</li> <li>機構の中期計画及び年度計画に基づく業務実績等評価の実施、等</li> </ul>
<p>エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保</p> <p>機構内及び外部からの情報伝達体制を確保するため、内部通報及び外部通報制度を適切に運用する。</p>	<p>エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内部及び外部通報制度の適切な運用と対処</li> <li>性的虐待・搾取に関する情報伝達体制の確保、等</li> </ul>
<p>オ 内部監査の実施</p>	<p>オ 内部監査の実施</p>

適正な業務を確保するため、内部監査に関する国際的指針に従って内部監査を実施するとともに、監査結果のフォローアップを着実に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部監査に関する国際的指針に従った内部監査の実施</li> <li>・監査結果のフォローアップ、等</li> </ul>
<b>力 ICTへの対応</b> <p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成28年8月）等を踏まえ、情報システム委員会・情報セキュリティ委員会等の枠組みを活用し、情報セキュリティ規程等の改定を行うとともに、情報セキュリティ対策推進計画を策定・実施し、情報セキュリティにかかる組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>また、PDCAサイクルに基づき情報セキュリティ対策推進計画を毎年度レビューして情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。</p>	<b>力 ICTへの対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成30年度版）」を踏まえた情報セキュリティ規程等の改定</li> <li>・情報セキュリティ事案発生時の緊急対応強化の方策検討</li> <li>・EU一般データ保護規則（GDPR）に関連した対応、等</li> </ul>
<b>6. 予算、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）</b>	
中期計画をご参照ください。	年度計画をご参照ください。
<b>7. 短期借入金の限度額</b>	
一般勘定 670 億円、有償資金協力勘定 2,900 億円	左に同じ。
<b>8. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</b>	
相武台職員住宅については令和2年度末までに譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。	左に同じ。
<b>9. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</b>	
該当なし	
<b>10. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）</b>	
剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。	剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。
<b>11. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>	
(1) 施設及び設備に関する計画	
長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な業務運営に努める。また、業務実施上の必要性の視点を踏まえた老朽化対策等、既存の施設・設備の整備改修等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化対策、既存施設・設備の整備改修の実施、等</li> </ul>
(2) 人事に関する計画	
機構で働く一人ひとりが開発協力のプロフェッショ	・機構の働き方改革に係る方針（「Smart JICA 3.0」）の下、

<p>ナルとして潜在的な力を主体的かつ最大限に發揮し、生産性向上等を通じて業務の質の向上を図るための人事施策及び働き方改革を推進する。</p>	<p>多様な人材の多様な働き方を促進、働き方の選択肢の柔軟化、ワーカーライフバランスの確保に向けた取組等の継続 ・各種研修、キャリア・コンサルテーション、他機関出向等を通じた職員の能力強化、等</p>
<p>(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（機構法第31条第1項及び法附則第4条第1項）</p>	
<p>前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第44条の整理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。</p>	<p>前中期目標期間繰越積立金は、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。</p>
<p>前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。</p>	<p>前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成15年政令第409号）附則第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。</p>
<p>(4) 中期目標期間を超える債務負担</p>	
<p>中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。</p>	

## 7. 持続的に適切なサービスを提供するための源泉

### (1) コーポレートガバナンスの状況

当法人は、業務の有効性・効率性を向上させ、法令等を遵守し、独立行政法人国際協力機構法に定められた目的を達成するため、内部統制システムを含めたコーポレートガバナンス体制を整備し、事業に取り組んでいます。

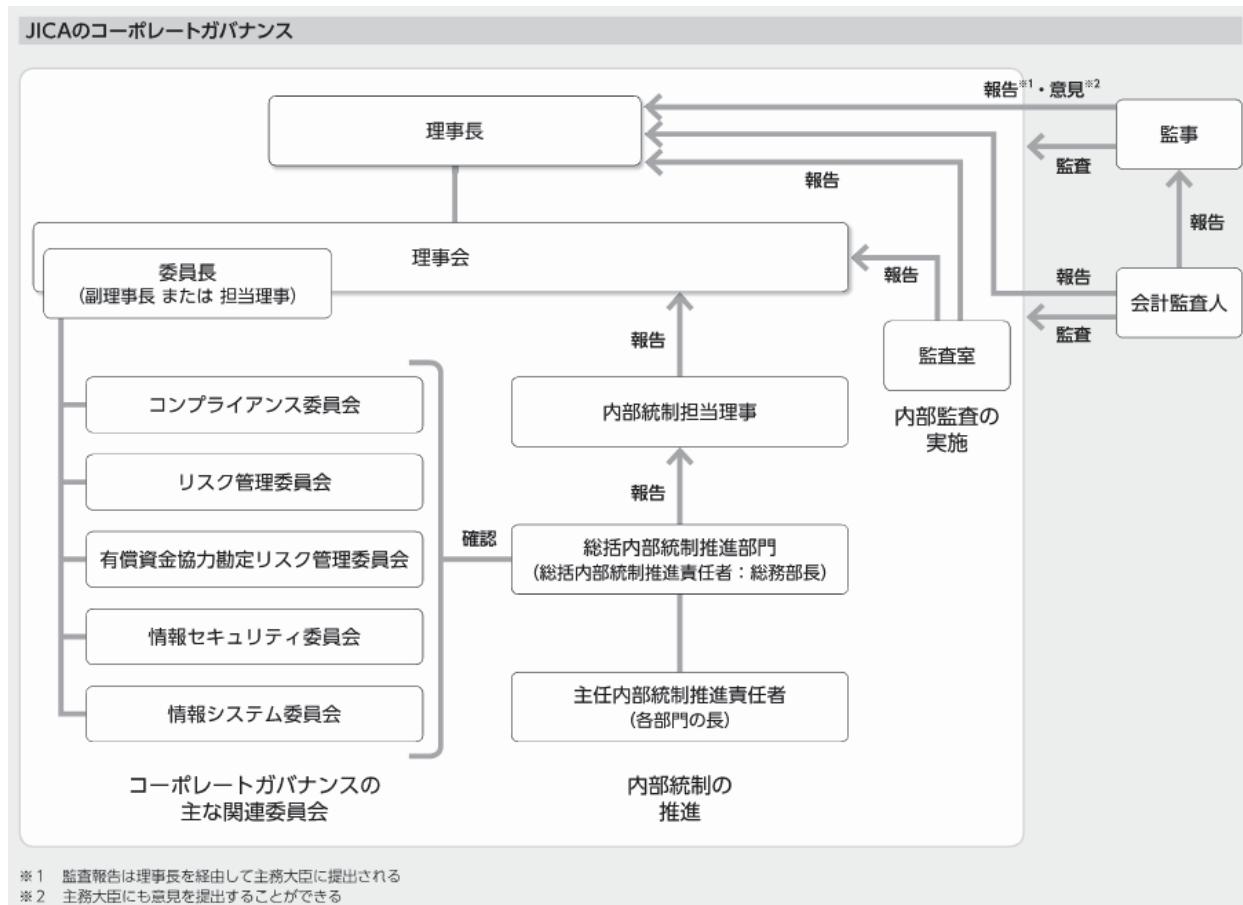
具体的には、独立行政法人通則法に定める内部統制を推進するべく、当法人を代表しその業務を総理する理事長の下、総務部担当理事を内部統制担当理事とし、総務部長を総括内部統制推進責任者とした内部統制推進体制を整備しています。内部統制の推進状況は日常的にモニタリングし、内部統制上の重要事項として取りまとめを行うと共に、その結果について定期的に理事会に報告、審議します。

また、独立部門として監査室を設置し、業務が適正かつ効率的に遂行されるように内部監査を実施しています。さらに、監事監査や会計監査人監査を受け、その監査結果をフォローアップすることで、ガバナンスの質を確保しています。

その他、内部統制に関する内部規程を整備するとともに、標準的な業務手続きを定めた業務方法書を整備し、また、内部統制の取り組み方針を「JICAにおける内部統制」として取りまとめ・公開することで、内部統制に関する意識向上と取り組み強化に努めています。

重要な内部統制に関連する事項については、委員会を設置し、審議等を行っています。また、法令違反等の早期発見と未然防止を主な目的とし、内部通報受付窓口と外部通報受付窓口を設置し、運用しています。

詳細は、当法人の業務方法書をご参照ください。



(2) 役員等の状況

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	北岡伸一	自 平成 27 年 10 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日 (再任)		昭和 60 年 立教大学法学部教授  平成 9 年 東京大学法学部教授  平成 16 年 特命全権大使（日本政府国連代表部次席代表）  平成 24 年 政策研究大学院大学教授  平成 24 年 国際大学学長
副理事長	山田順一	自 令和 2 年 5 月 23 日 至 令和 6 年 5 月 22 日		昭和 57 年 4 月 海外経済協力基金採用  平成 25 年 10 月 独立行政法人国際協力機構上級審議役  平成 29 年 10 月 国際協力機構理事
理事 (常勤)	植嶋卓巳	自 令和 2 年 12 月 1 日 至 令和 4 年 11 月 30 日 (再任)	安全管理部 資金協力業務部 調達・派遣業務部 労務及び福利厚生業務 企画部業務の支援	昭和 57 年 4 月 国際協力事業団採用  平成 27 年 9 月 独立行政法人国際協力機構理事長室長
理事 (常勤)	天野雄介	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日	地球環境部 社会基盤部 インフラ技術業務部	平成元年 4 月 建設省入省  平成 30 年 4 月

		(再任)	有償勘定で行う事業の技術面・コンプライアンスに関する規定の制定改編・運用等	国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官
理事 (常勤)	萱島信子	自 令和元年 10 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日	中南米部 人間開発部 経済開発部 国内事業部（JICA 開発大学院連携業務を含む）	昭和 57 年 4 月 国際協力事業団採用  平成 30 年 4 月 独立行政法人国際協力機構上級審議役
理事 (常勤)	横山正	自 令和元年 10 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日	財務部 審査部 金融リスク管理業務 管理部	昭和 63 年 4 月 大蔵省入省  令和元年 7 月 財務省大臣官房企画調整主幹
理事 (常勤)	中澤慶一郎	自 令和 2 年 5 月 23 日 至 令和 3 年 9 月 30 日	南アジア部 東・中央アジア部 民間連携事業部 インフラ輸出業務 の支援 企画部業務の支援	昭和 62 年 4 月 海外経済協力基金採用  平成 30 年 6 月 独立行政法人国際協力機構企画部長
理事 (常勤)	柴田裕憲	自 令和 2 年 7 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日	総務部 情報システム部 (CIO) 広報部 人事部 企画部	昭和 62 年 4 月 外務省入省  平成 30 年 9 月 経済産業省 大臣官房審議官 (通商戦略担当)
理事 (常勤)	中村俊之	自 令和 2 年 10 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日	アフリカ部 ガバナンス・平和構築部 評価部 青年海外協力隊事務局 国際緊急援助隊事務局	平成元年 4 月 国際協力事業団採用  令和 2 年 4 月 独立行政法人国際協力機構ガバナンス・平和構築部長

理事 (常勤)	山中晋一	自 令和 2 年 10 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日	東南アジア・大洋 州部 中東・欧州部 インフラ輸出業務 の支援	昭和 59 年 4 月 海外経済協力基金採用  平成 30 年 6 月 独立行政法人国際協力機構イ ンドネシア事務所長
監事 (常勤)	町井弘実	自 平成 26 年 1 月 1 日 至 ※参照  (再任)		昭和 50 年 4 月 株式会社日本長期信用銀行入 行  平成 25 年 7 月 SG アセットマックス株式会 社コンプライアンス・オフィ サー
監事 (常勤)	早道信宏	自 平成 29 年 7 月 1 日 至 ※参照		昭和 54 年 4 月 日本専売公社入社  平成 29 年 4 月 パナソニックヘルスケアホー ルディングス株式会社内部監 査室主幹
監事 (常勤)	戸川正人	自 平成 31 年 2 月 1 日 至 ※参照		昭和 59 年 10 月 国際協力事業団採用  平成 28 年 4 月 独立行政法人国際協力機構人 事部長

なお、独立行政法人国際協力機構法第 7 条に基づく役員の定数並びに同法第 9 条及び独立行政法人通則法第 21 条に基づく役員の任期は次のとおりです。

役職	定数	任期
理事長	1 人	任命の日から当該任命の日を含む中期目標 の期間の末日まで
副理事長	1 人以内	4 年
理事	8 人以内	2 年

監事	3人	※任命の日から対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで
----	----	--

(2) 会計監査人の氏名又は名称

EY 新日本有限責任監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員は令和2年度末において1,942人（前期末比13人増加）であり、平均年齢は43.31歳（前期末43.18歳）となっています。このうち、国等からの出向者は31人、令和3年3月31日退職者は54人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当年度に完成した主要な施設等

なし

② 当年度継続中の主要な施設等の新設・拡充

なし

③ 当年度に処分した主要な施設等

なし

(5) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	8,150,728	51,440	-	8,202,168
資本金合計	8,150,728	51,440	-	8,202,168

② 目的積立金の申請状況、取崩状況

なし

(6) 財源の状況

借入先及び借入額の状況

(単位：百万円)

借入先及び借入額の状況	29年度		30年度		元年度		2年度	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績
財政融資資金借入金	482,700	402,600	552,400	332,100	485,200	231,900	754,200	667,500
債券発行	146,000	114,987	146,000	114,533	144,000	60,000	146,000	113,495
回収金等によるその他自己資金	598,120	575,758	618,590	596,732	718,990	748,651	698,360	606,317

政府一般会計からの出資金	45,180	45,180	46,010	46,010	46,810	67,310	51,440	51,440
合計	1,272,000	1,138,525	1,363,000	1,089,375	1,395,000	1,107,861	1,650,000	1,438,752

事業計画及び実績推移

(単位：百万円)

事業計画及び実績推移	29年度		30年度		元年度		2年度	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績
円借款	1,229,900	1,109,876	1,299,300	1,068,610	1,341,500	1,086,126	1,594,000	1,355,986
海外投融資	42,100	28,649	63,700	20,765	53,500	21,735	56,000	82,766
合計	1,272,000	1,138,525	1,363,000	1,089,375	1,395,000	1,107,861	1,650,000	1,438,752

2年度計画は当初予算ベースではなく補正予算第1号（2020年4月30日成立）及び第3号（2021年1月28日成立）を反映したもの。

#### (7) 環境社会配慮等の状況

当法人は、環境社会配慮の方針として、「JICA環境方針」や「JICA環境社会配慮ガイドライン」（以下「ガイドライン」）を定めております。

##### 「JICA環境方針」における基本方針

私たちは、独立行政法人国際協力機構法に明記された「開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通して、国際協力の促進並びにわが国及び国際経済社会の健全な発展に資する」という使命に基づき、環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメントシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していきます。

また、「JICA環境方針」の実現のために環境マネジメントシステム（Environment Management System: EMS）を確立し、運用しています。具体的には、以下の活動を推進しています。

- ・国際協力を通じた環境対策の推進

ODAの実施機関として、日本政府の援助政策を踏まえ、環境の保全や改善に貢献する協力を推進します。

- ・環境啓発活動の推進

環境に関する知識・情報を集積し、人々の環境意識の向上を図ります。

- ・オフィス及び所有施設における環境配慮活動の推進

事務・事業の活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、環境に配慮した活動を推進します。

- ・環境法規制等の遵守

当法人が適用を受ける環境法規制等を遵守します。

また、当法人の事業において、社会・経済の開発を支援するための事業であっても、大気や水、土壤、生態系等自然への望ましくない影響や、非自発的な住民移転や先住民族に対する権利侵害といった社

会への影響を及ぼす可能性があります。持続可能な開発のためには、開発事業が環境や地域社会に与える影響を見極め、それを回避又は最小限にとどめるために必要なコストを事業に組み入れる必要があります。

このように、環境や社会に対する影響の緩和に必要な費用を開発コストに内部化させる取組が「環境社会配慮」です。そして、環境社会配慮に必要な当法人の責務と手続き、相手国等に求める要件を示した指針がガイドラインです。当法人は、ガイドラインに基づき、環境や社会に適切に配慮しつつ事業を実施しています。ガイドラインは、当法人ウェブサイトの「環境社会配慮」[<https://www.jica.go.jp/environment/index.html#initiative>]で閲覧・ダウンロードでき、英語版や仏語版、西語版、中国語版、「良くある問答集」等の資料もご覧いただけます。

## 8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

### (1) リスク管理の状況

当法人は、業務実施の障害となる要因をリスクと定義し、中期計画等の組織の目標や計画を効果的かつ効率的に達成するに当たって、リスクへの対応体制を確保し、事業を確実に実施することを目的にリスクの特定・評価を行っています。

各部署では、毎年度自らの部署の業務に関わるリスクを特定し、業務への影響を評価した上で、当該リスクに対する対応状況を確認しています。その上で、当法人全体としての主要なリスクを分類し、理事会及び内部統制担当理事を委員長として定期的に開催する「リスク管理委員会」において、リスクへの取組を審議・検討することによって、組織的な対応強化を行っています。

有償資金協力業務（円借款等）を行うに当たっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーションリスク等の様々なリスクを伴います。こうしたリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関と異なりますが、当法人では一般の金融機関のリスク管理手法を援用しながら、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えています。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程の中で、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされている様々なリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の適切性の確保や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

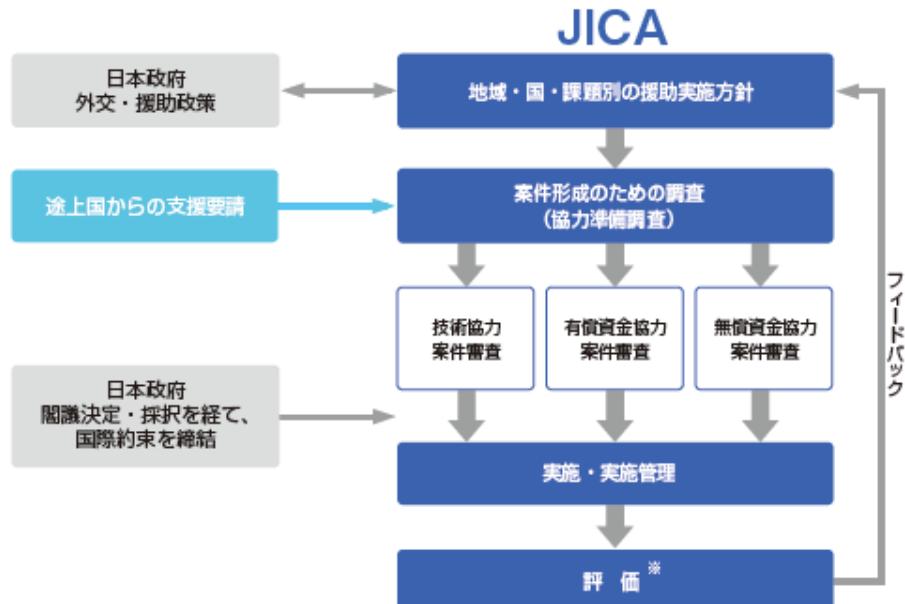
### (2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

今期、本部部署・拠点（在外拠点及び国内拠点）にて実施したリスクの自己点検から、コロナ禍態勢下においてリスク認識が高まっているリスク項目及び傾向を洗い出し、機構全体が抱えるリスクの分析を行いました。同分析結果を踏まえ、内部統制に関するオンライン研修の内容や対象者の拡充を図り、コロナ禍による執務環境の変化等を踏まえた事故の防止に向けて取り組みました。詳細については、当法人の業務実績等報告書をご参照ください。

なお、2020年10～11月には20か国財務大臣・中央銀行総裁会議、パリクラブ（主要国債権国会合）において一部の開発途上国の流動性のニーズを支援することを目的とした債務支払猶予の期間延長及び同期間終了後の債務措置に係る共通枠組みが合意されました。この債務支払猶予及び債務措置については、国際的な枠組みの下で協議や検討が進んでおり、当機構の有償資金協力勘定に影響が及ぶ可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関連する有償資金協力勘定の信用リスクについては、国際通貨基金（IMF）が2021年4月に公表した世界経済見通し（WEO）のベースラインシナリオを参照し、2021年度以降は、追加の財政出動やワクチン接種拡大により、経済活動が回復していく仮定を置いていますが、依然として不確実性が高い環境が世界的に続くことも想定されることから、今後、当機構の債務者の中長期の財政状況等が想定を超えて悪化する事象等が生じる場合には、信用格付の低下を通じて来期以降の貸倒引当金及び偶発損失引当金の計上額に影響を与える可能性があります。このような状況から、当機構では有償資金協力勘定の信用リスクに関するモニタリングを継続的に実施しています。

## 9. 業績の適正な評価の前提情報

当法人が行う事業の主要なスキームの概観は下図のとおりです。また、各事業のPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを活用した事業評価を行うことにより、事業のさらなる改善と国民への説明責任（アカウンタビリティ）を十分に果たす仕組みを導入しています。



※ JICAでは、技術協力、有償資金協力、無償資金協力それぞれのプロジェクトのPDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルを活用した事業評価を行うことにより、事業のさらなる改善と国民へのアカウンタビリティを十分に果たす仕組みを導入しています。  
<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/>

(出典：JICA PROFILE<sup>2</sup>)

<sup>2</sup> [https://www.jica.go.jp/publication/pamph/about/ku57pq00002ir32s-att/jica\\_profile.pdf](https://www.jica.go.jp/publication/pamph/about/ku57pq00002ir32s-att/jica_profile.pdf)

## 10. 業務の成果と使用した資源との対比

### (1) 自己評価

当法人の令和元年度における業務実績の自己評価及び主務大臣評価結果は、下表のとおりです。詳細については、当法人の業務実績等報告書をご参照ください。

令和元年度自己評価及び主務大臣評価結果並びに行政コスト<sup>3</sup>

(単位：百万円)

項目	自己評価（※）	主務大臣評価	行政コスト
<b>I . 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b>			
<b>日本の開発協力の重点課題</b>	S	A	99,955
開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保	S	S	
開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進	S	S	
普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	S	S	
地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築	A	A	
地域の重点取組	S	S	
民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	S	S	6,302
多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大	S	A	24,182
事業実施基盤の強化	A	A	4,526
<b>II . 業務運営の効率化に関する事項</b>			
戦略的な事業運営のための組織基盤づくり	B	B	
業務運営の効率化、適正化	B	B	
<b>III . 財務内容の改善に関する事項</b>			
財務内容の改善	B	B	
<b>IV . 安全対策に関する事項</b>			
安全対策	B	B	
<b>V . その他業務運営に関する重要事項</b>			
効果的・効率的な開発協力の推進	A	A	
国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進	A	A	
開発協力の適正性の確保	A	B	
内部統制の強化	B	B	
人事に関する計画	A	A	
(中期計画で規定する事項)			
短期借入金の限度額	-	-	
施設及び設備に関する計画	-	-	
剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	-	-	
積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項	-	-	

<sup>3</sup> 行政コストは一般勘定のみ算出。

※年度評価の項目別評定における評定区分は以下のとおり。

S：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

（引用：独立行政法人の評価に関する指針（平成31年3月12日改定 総務大臣決定）

## 業務の業況

令和2年度の有償資金協力業務の実績は、円借款の融資に係る承諾件数が43件、承諾額が14,932億円、海外投融資の出融資に係る承諾件数は10件、承諾額は734億円となりました。また、出融資に係る実行額は円借款が13,560億円、海外投融資が828億円、円借款と海外投融資を合わせた残高は14,388億円となりました。

円借款、海外投融資を合わせた令和2年度の承諾状況を地域別にみると、アジア地域への承諾額は12,999億円で、地域別シェアは82.3%を占め最も多く（令和元年度12,429億円、81.6%）、次いで国際機関向けが736億円（令和元年度なし）、中東地域が686億円（令和元年度1,100億円）、アフリカ地域が452億円（令和元年度1,202億円）、大洋州地域が425億円（令和元年度50億円）、中南米地域が243億円（令和元年度387億円）、対象国が複数にまたぐ案件（表2では「その他」）が105億円（令和元年度63億円）、欧州地域が21億円（令和元年度なし）でした。

国別承諾額の上位5ヶ国は、インド3,744億円（令和元年度3,844億円）、バングラデシュ3,732億円（令和元年度2,758億円）、フィリピン2,541億円（令和元年度265億円）、インドネシア1,060億円（令和元年度1,551億円）、ミャンマー728億円（令和元年度1,689億円）となりました。

部門別承諾比率をみると、運輸（45.6%）、プログラム型借款（39.3%）、社会的サービス（8.4%）、農林・水産業（2.4%）、その他（2.3%）、鉱工業（1.0%）、電力・ガス（0.6%）、灌漑・治水・干拓（0.5%）の順で承諾額が多くなっています。

また、円借款ではドル建て借款として、モロッコの「新型コロナウイルス感染症対応支援プログラム・ローン」を承諾し、海外投融資ではドル建て融資案件としてインドの「低所得者層向け住宅ローン支援事

業」やザンビア、マラウイの「南部アフリカ 農業バリューチェーン強化事業」など計7件を承諾しました。

表1 令和2年度 業務実績 (単位：百万円)

承諾	1,566,613
実行	1,438,713
回収	698,605
残高	13,757,695

注：残高については債権管理上の実績であり、財務諸表上の金額とは計上方法が異なります。

表2 令和2年度 地域別・金融目的別承諾額 (単位：百万円)

地域別	金融目的	円借款		海外投融資		合計	
		金額	件数	金額	件数	金額	件数
アジア		1,274,894	32	24,978	4	1,299,872	36
	東アジア	25,000	1	—	—	25,000	1
	東南アジア	500,351	12	6,881	2	507,232	14
	南アジア	734,543	18	18,097	2	752,640	20
	中央アジア・コーカサス	15,000	1	—	—	15,000	1
大洋州		42,500	3	—	—	42,500	3
中南米		9,130	1	15,187	2	24,317	3
	中米・カリブ	—	—	5,287	1	5,287	1
	南米	9,130	1	9,900	1	19,030	2
中東		45,831	2	22,735	2	68,566	4
アフリカ		45,169	3	—	—	45,169	3
欧州		2,059	1	—	—	2,059	1
国際機関等		73,601	1	—	—	73,601	1
その他		—	—	10,529	2	10,529	2
合計		1,493,184	43	73,429	10	1,566,613	53

## (2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

当法人の第4期中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況は、下表のとおりです。詳細については、当法人主務省による業務実績評価報告書をご参照ください。

本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
B	A	A	—	—

※年度評価の総合評定における評定区分は以下のとおり。

S：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(引用：独立行政法人の評価に関する指針（平成31年3月12日改定 総務大臣決定）

## 11. 予算と決算との対比

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入			
事業益金	137,770	115,448	
雑収入	2,675	8,374	注1
計	140,445	123,822	
支出			
事業損金	113,924	57,419	注2
予備費	141	-	
計	114,065	54,419	

注1 出資先の株式売却収入があったこと等のため。

注2 不用額を生じたのは、委託民間団体等調査委託費及び委託金融機関等手数料が予定を下回ったことにより、業務委託費を要することが少なかったこと等のため。

詳細については、決算報告書をご参照ください。

## 12. 財務諸表

### (1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金（＊1）	220,490	1年以内償還予定財政融資金借入金	104,069
貸付金	13,341,710	その他	42,232
貸倒引当金（△）	△ 176,363	固定負債	
その他	59,434	債券	898,211
固定資産		財政融資金借入金	2,518,683
有形固定資産	9,165	その他	9,737
無形固定資産	5,016	負債合計	3,572,931
投資その他の資産		純資産の部（＊2）	
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	87,063	資本金	
貸倒引当金（△）	△ 87,063	政府出資金	8,202,168
その他	144,375	利益剰余金	
		準備金	1,799,526
		その他	33,008
		評価・換算差額等	△ 3,806
		純資産合計	10,030,895
資産合計	13,603,826	負債純資産合計	13,603,826

### (2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
損益計算書上の費用	101,064
経常費用（＊3）	101,060
臨時損失（＊4）	4
行政コスト合計	101,064

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (* 3)	101,060
有償資金協力業務関係費	101,060
債券利息	8,396
借入金利息	12,542
金利スワップ支払利息	5,679
業務委託費	17,585
物件費	11,608
その他	45,250
経常収益	134,070
有償資金協力業務収入	133,356
貸付金利息	122,934
受取配当金	4,329
その他	6,093
その他	714
臨時損失 (* 4)	4
臨時利益	2
当期総利益 (* 5)	33,008

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	利益剰余金	評価・換算 差額等	純資産合計
当期首残高	8,150,728	1,799,526	△ 34,974	9,915,279
当期変動額	51,440	33,008	31,168	115,616
当期総利益 (* 5)	-	33,008	-	33,008
その他	51,440	-	31,168	82,608
当期末残高 (* 2)	8,202,168	1,832,533	△ 3,806	10,030,895

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,571
貸付による支出	△ 1,413,623
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 113,930
貸付金の回収による収入	696,164
財政融資資金借入による収入	667,500
貸付金利息収入	111,119
その他収入・支出	56,341
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,887
財務活動によるキャッシュ・フロー	51,291
資金に係る換算差額	△ 43
資金増加額（又は△減少額）	44,932
資金期首残高	175,558
資金期末残高（*6）	220,490

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高（*6）	220,490
現金及び預金（*1）	220,490

詳細については、財務諸表をご参照ください。

### 13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

#### (1) 貸借対照表

##### (資産)

令和2年度末現在の資産合計は13,603,826百万円と、前年度末比778,362百万円増(6.1%増)となっております。これは、貸付金の増加726,864百万円(5.8%増)が主な要因です。

##### (負債)

令和2年度末現在の負債合計は3,572,931百万円と、前年度末比662,747百万円増(22.8%増)となっております。これは、財政融資資金借入金の増加556,114百万円(28.3%増)が主な要因です。

#### (2) 行政コスト計算書

令和2年度の行政コストは101,064百万円であり、主な内訳は有償資金協力業務関係費101,064百万円です。

#### (3) 損益計算書

##### (経常費用)

令和2年度の経常費用は101,060百万円と、前年度比14,223百万円増(16.4%増)となっております。これは、貸倒引当金繰入が前年度比34,310百万円増となったことが主な要因です。

##### (経常収益)

令和2年度の経常収益は134,070百万円と、前年度比48,417百万円減(26.5%減)となっております。これは、貸倒引当金戻入が前年度比19,922百万円減となったことが主な要因です。

##### (当期総損益)

上記経常損益の状況に加えて臨時損益として、固定資産除却損等4百万円、固定資産売却益2百万円を計上した結果、令和2年度の当期総利益は33,008百万円と、前年度比62,637百万円減(65.5%減)となっております。

#### (4) 純資産変動計算書

令和2年度末の純資産は10,030,895百万円と、前年度末比115,616百万円増(1.2%増)となっております。これは、政府出資金51,440百万円の受入及び当期総利益33,008百万円の計上が主な要因です。

#### (5) キャッシュ・フロー計算書

##### (業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和2年度の業務活動によるキャッシュ・フローは3,571百万円と、前年度比204,371百万円増

(101.8%増) となっております。これは、財政融資資金借入による収入が前年度比 435,600 百万円増（187.8%増）となったことが主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和 2 年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△9,887 百万円と、前年度比 14,472 百万円減（315.7%減）となっております。これは、定期預金の払戻による収入が前年度比 45,271 百万円減（47.3%減）となったことが主な要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

令和 2 年度の財務活動によるキャッシュ・フローは 51,291 百万円と、前年度比 15,865 百万円減（23.6%減）となっております。これは、政府出資の受入による収入が前年度比 15,870 百万円減（23.6%減）となったことが主な要因です。

#### **14. 内部統制の運用に関する情報**

内部統制の実施状況（内部統制に関する規程等の改正状況、内部統制関連委員会の実施状況、内部統制強化につながった主要な取組）をモニタリングするとともに、内部統制上の課題を明確化し理事会にて役員と共有しています。加えて、内部統制をテーマとしたウェブベース研修(WBT:Web-Based Training)を実施し、全役職員の内部統制に係る一層の理解の促進及び意識の向上を図っています。

## 15. 法人の基本情報

### (1) 沿革

昭和 49 年 8 月 国際協力事業団として設立

平成 15 年 10 月 独立行政法人国際協力機構として設立

平成 20 年 10 月 旧国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務  
(外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き直接実施するものを除く。) を承継

### (2) 設立根拠法

独立行政法人国際協力機構法(平成 14 年 12 月 6 日法律第 136 号)

### (3) 主務大臣

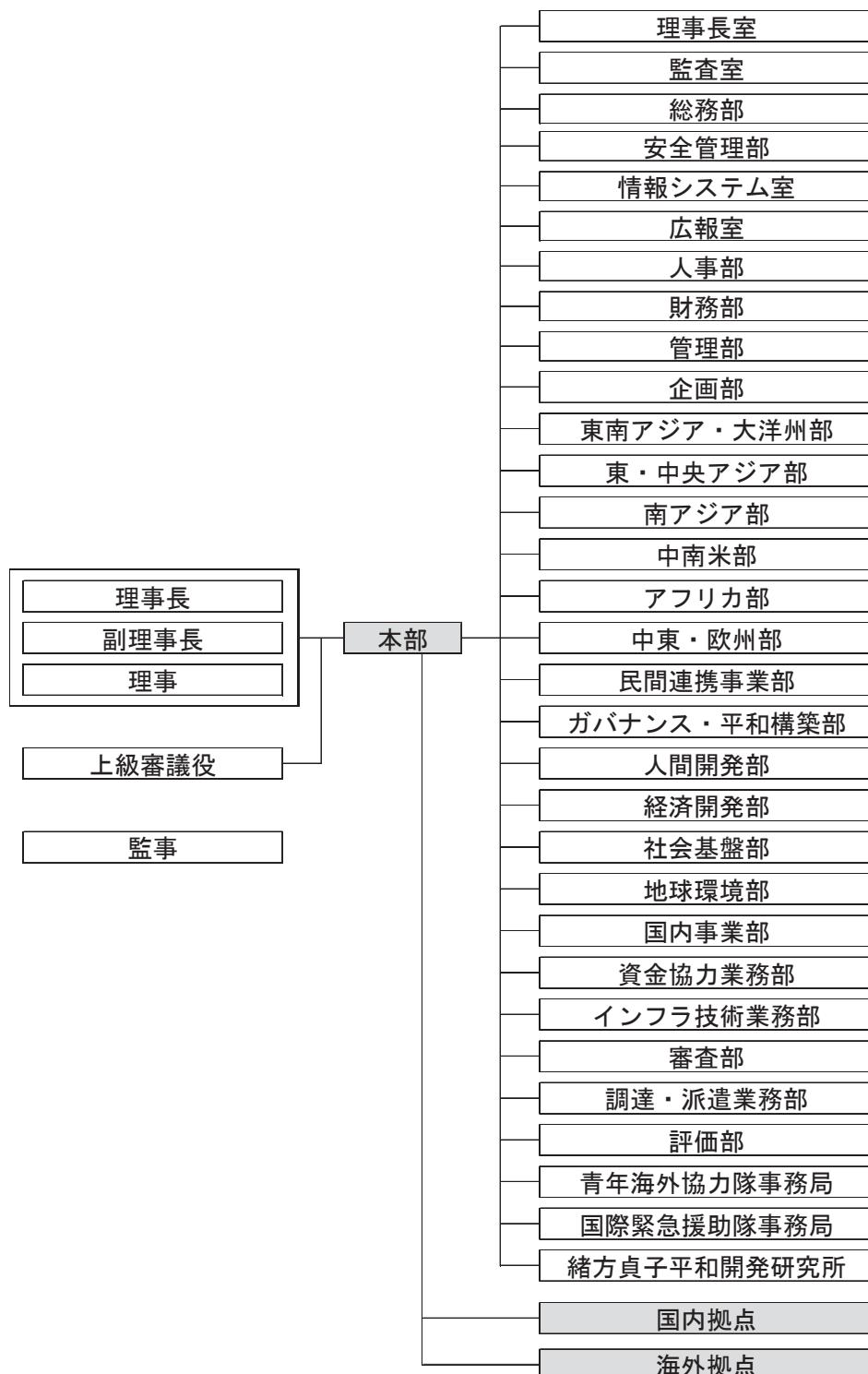
外務大臣

財務大臣（管理業務のうち有償資金協力に係る財務及び会計に関する事項）

農林水産大臣（開発投融資事業のうち農林業の開発に係るものに関する事項）

経済産業大臣（開発投融資事業のうち鉱工業の開発に係るものに関する事項）

(4) 組織図（令和 3 年 3 月 31 日現在）



(5) 事務所の所在地（令和 3 年 3 月 31 日現在）

本部（麹町）：東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

本部（市ヶ谷）：東京都新宿区市谷本村町 10-5

本部（竹橋）：東京都千代田区大手町 1-4-1 竹橋合同ビル

北海道センター（札幌）：北海道札幌市白石区本通 16 南 4-25

北海道センター（帯広）：北海道帯広市西20条南6-1-2  
東北センター：宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル20階  
筑波センター：茨城県つくば市高野台3-6  
東京センター：東京都渋谷区西原2-49-5  
横浜センター：神奈川県横浜市中区新港2-3-1  
北陸センター：石川県金沢市本町1-5-2 リファーレ(オフィス棟)4階  
中部センター：愛知県名古屋市中村区平池町4-60-7  
関西センター：兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2  
中国センター：広島県東広島市鏡山3-3-1  
四国センター：香川県高松市鍛冶屋町3番地 香川三友ビル1階  
九州センター：福岡県北九州市八幡東区平野2-2-1  
沖縄センター：沖縄県浦添市字前田1143-1  
二本松青年海外協力隊訓練所：福島県二本松市永田字長坂4-2  
駒ヶ根青年海外協力隊訓練所：長野県駒ヶ根市赤穂15  
インドネシア事務所：インドネシア ジャカルタ  
マレーシア事務所：マレーシア クアラルンプール  
フィリピン事務所：フィリピン マニラ  
タイ事務所：タイ バンコク  
カンボジア事務所：カンボジア プノンペン  
ラオス事務所：ラオス ビエンチャン  
東ティモール事務所：東ティモール ディリ  
ベトナム事務所：ベトナム ハノイ  
ミャンマー事務所：ミャンマー ヤンゴン  
中華人民共和国事務所：中華人民共和国 北京  
モンゴル事務所：モンゴル ウランバートル  
ブータン事務所：ブータン ティンプー  
バングラデシュ事務所：バングラデシュ ダッカ  
インド事務所：インド ニューデリー  
ネパール事務所：ネパール カトマンズ  
パキスタン事務所：パキスタン イスラマバード  
スリランカ事務所：スリランカ コロンボ  
アフガニスタン事務所：アフガニスタン カブール  
キルギス事務所：キルギス ビシュケク  
タジキスタン事務所：タジキスタン ドウシャンベ  
ウズベキスタン事務所：ウズベキスタン タシケント  
フィジー事務所：フィジー スバ  
パプアニューギニア事務所：パプアニューギニア ポートモレスビー  
パラオ事務所：パラオ コロール

キューバ事務所：キューバ ハバナ  
ドミニカ共和国事務所：ドミニカ共和国 サントドミンゴ  
エルサルバドル事務所：エルサルバドル サンサルバドル  
グアテマラ事務所：グアテマラ グアテマラ・シティ  
ホンジュラス事務所：ホンジュラス テグシガルバ  
メキシコ事務所：メキシコ メキシコ  
ニカラグア事務所：ニカラグア マナグア  
パナマ事務所：パナマ パナマ  
セントルシア事務所：セントルシア グロス・イスレット  
アルゼンチン事務所：アルゼンチン ブエノスアイレス  
ボリビア事務所：ボリビア ラパス  
ブラジル事務所：ブラジル サンパウロ  
エクアドル事務所：エクアドル キト  
パラグアイ事務所：パラグアイ アスンシオン  
ペルー事務所：ペルー リマ  
アメリカ合衆国事務所：アメリカ合衆国 ワシントン  
イラン事務所：イラン テヘラン  
イラク事務所：イラク バグダッド  
パレスチナ事務所：パレスチナ ラマッラ  
ヨルダン事務所：ヨルダン アンマン  
シリア事務所：シリア ダマスカス  
エジプト事務所：エジプト カイロ  
モロッコ事務所：モロッコ ラバト  
チュニジア事務所：チュニジア チュニス  
スーダン事務所：スーダン ハルツーム  
エチオピア事務所：エチオピア アディスアベバ  
ガーナ事務所：ガーナ アクラ  
ケニア事務所：ケニア ナイロビ  
マラウイ事務所：マラウイ リロングウェ  
ナイジェリア事務所：ナイジェリア アブジャ  
南アフリカ共和国事務所：南アフリカ共和国 プレトリア  
ウガンダ事務所：ウガンダ カンパラ  
タンザニア事務所：タンザニア ダルエスサラーム  
ザンビア事務所：ザンビア ルサカ  
アンゴラ事務所：アンゴラ ルアンダ  
ブルキナファソ事務所：ブルキナファソ ワガドゥグー<sup>ブルキナファソ事務所</sup>  
カメルーン事務所：カメルーン ヤウンデ  
コートジボワール事務所：コートジボワール アビジャン

マダガスカル事務所：マダガスカル アンタナナリボ  
モザンビーク事務所：モザンビーク マプト  
ルワンダ事務所：ルワンダ キガリ  
セネガル事務所：セネガル ダカール  
コンゴ民主共和国事務所：コンゴ民主共和国 キンシャサ  
南スーダン事務所：南スーダン ジュバ  
ジブチ事務所：ジブチ ジブチ  
トルコ事務所：トルコ アンカラ  
バルカン事務所：セルビア ベオグラード  
フランス事務所：フランス パリ

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

当法人の主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人は、別添のとおりです。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
資産	11,864,147	12,278,942	12,630,929	12,825,464	13,603,826
負債	2,381,801	2,665,229	2,887,600	2,910,185	3,572,931
純資産	9,482,347	9,613,713	9,743,329	9,915,279	10,030,895
行政コスト	-	-	-	86,845	101,064
経常費用	99,105	94,049	89,945	86,837	101,060
経常収益	173,483	173,328	167,721	182,486	134,070
当期総利益	74,363	79,188	77,771	95,645	33,008

(8) 翌年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

区別	合計
収入	
事業益金	120,769
雑収入	2,092
計	122,861
支出	
事業損金	107,086
予備費	141
計	107,227

② 収支計画

(単位：百万円)

区別	合計
収入	
事業益金	
事業益金	120,769
貸付金利息	117,018
配当金収入	3,751
雑収入	2,092
運用収入	
運用収入	29
雑収入	2,063
労働保険料被保険者負担金	11
雑収入	2,053
収入合計	122,861
支出	
事業損金	107,086
役員給	48
職員基本給	2,061
職員諸手当	1,738
超過勤務手当	163
休職者給与	85
退職手当	282
諸支出金	776

旅費	1, 500
業務諸費	16, 200
交際費	1
税金	106
業務委託費	42, 495
支払利息	40, 656
債券発行諸費	974
予備費	141
支出合計	107, 227

③ 資金計画

(単位 : 百万円)

支出		収入	
区分	金額	区分	金額
貸付金	1, 482, 800	前期末現金預け金	104, 936
出資金	17, 200	一般会計出資金	47, 020
民間借入金償還	346, 800	民間借入金	346, 800
財政融資資金借入金償還	104, 622	財政融資資金借入金	614, 400
債権償還金	10, 000	国際協力機構債券	254, 000
固定資産取得費	1, 808	貸付回収金	674, 551
事業損金	107, 086	事業益金	120, 769
その他支出	11, 634	雑収入	2, 092
予備費	141	その他収入	12, 830
期末現金預け金	95, 308		
合計	2, 177, 399	合計	2, 177, 399

詳細については、年度計画をご参照ください。

## 16. 参考情報

### (1) 要約した財務諸表の科目の説明

#### ① 貸借対照表

貸付金：有償資金協力業務の貸付金

貸倒引当金：貸付金等に係る引当金

有形固定資産：土地、建物、機械装置、車両、工具等独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産：有形固定資産、投資その他の資産以外の長期資産で、商標権、ソフトウェア等具体的な形態を持たない無形固定資産

投資その他の資産：投資有価証券、関係会社株式、金銭の信託、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権、差入保証金等

債券：事業資金調達のため発行する債券

財政融資資金借入金：財政融資資金からの借入金

政府出資金：国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

準備金：有償資金協力勘定の利益にかかる積立金

評価・換算差額等：ヘッジ会計、投資有価証券の評価等により発生する評価差額金

#### ② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用：損益計算書における経常費用、臨時損失

行政コスト：独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

#### ③ 損益計算書

有償資金協力業務関係費：有償資金協力業務に要した費用

有償資金協力業務収入：有償資金協力業務の貸付金の利息の受入等

臨時損失：固定資産の除却損等

臨時利益：固定資産の売却益等

#### ④ 純資産変動計算書

当期末残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

#### ⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、サービスの購入等による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係

る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当財務活動によるキャッシュ・フロー：リース債務の返済による支出、政府出資の受入による収入が該当

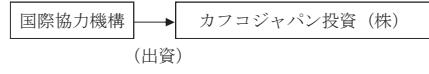
資金に係る換算差額：外貨建て取引を円換算した場合の差額

(2) その他公表資料との関係の説明

業務報告書に関する報告書等として、以下の報告書等を作成しています。

- i 業務実績等報告書 (<https://www.jica.go.jp/dsc/jisseki/index.html>)
- ii 國際協力機構年次報告書 (<https://www.jica.go.jp/about/report/>)

## 別添

事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
業務概要	カフコジャパン投資株式会社 法人番号8010001014164	Karnaphuli Fertilizer Company Limited 法人番号 -
役員氏名	役員数9名 代表取締役社長 中川 寛 代表取締役副社長 小田島 健 (国際協力機構 東南アジア・大洋州部次長、休職出向) 監査役 高橋 浩信 (国際協力機構 民間連携事業部専任参事、休職出向)	-
関連会社と当機構の取引の関連図		
資産	6,739,878,525円	-
負債	52,077,627円	-
資本金	5,023,900,000円	-
利益剰余金	1,663,900,898円	-
営業収入	1,430,814,249円	-
経常損益	1,308,346,245円	-
当期損益	1,164,054,820円	-
当期未処分利益(当期未処理損失)	1,164,826,672円	-
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：46,606株</li> <li>・取得価額：2,436,204,983円</li> <li>・貸借対照表計上額：2,496,210,503円（前年度末からの増加額60,005,520円）</li> <li>・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ</li> <li>・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のために特に必要があるときは出資すること。</li> <li>・出資目的：尿素及びアンモニア製造事業資金</li> <li>・当初出資年月日：1990年7月27日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数： -</li> <li>・取得価額： -</li> <li>・貸借対照表計上額： -</li> <li>・根拠法： -</li> <li>・法令の規定： -</li> <li>・出資目的： -</li> <li>・当初出資年月日： -</li> </ul>
債権・債務の明細	該当なし	-
債務保証の明細	該当なし	-
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	-

注) 上記金額は令和元年9月1日～令和2年8月31日までの期間の金額である。

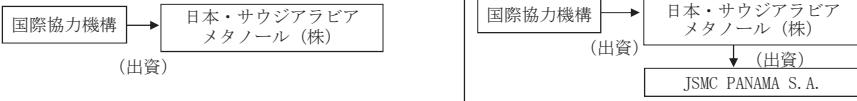
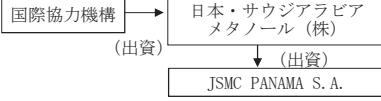
事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
業務概要	日本アマゾンアルミニウム株式会社 法人番号5010001061754 プラジル連邦共和国パラ州におけるアルミナ生産及びアルミ製鍊	サウディ石油化学株式会社 法人番号2010001017924 サウジアラビア王国東部州アルジュベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造・販売
役員氏名	役員数14名 代表取締役社長 小林 健二 監査役 大金 正知 (国際協力機構 ベトナム国派遣専門家、休職出向)	役員数18名 代表取締役社長 萩原 剛 常務取締役 竹内 元 (国際協力機構 中南米部長、休職出向)
関連会社と当機構の取引の関連図		
資産	53,629,166,530円	88,854,089,321円
負債	314,634,400円	21,147,782,733円
資本金	55,285,400,000円	14,200,000,000円
利益剰余金	△1,970,867,870円	53,506,306,588円
営業収入	579,910,726円	10,475,716,459円
経常損益	△187,831,383円	9,078,853,798円
当期損益	△189,041,383円	8,177,125,268円
当期未処分利益（当期未処理損失）	△3,761,334,870円	31,456,306,588円
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：496,652,800株</li> <li>・取得価額：25,066,535,300円</li> <li>・貸借対照表計上額：23,947,381,825円（前年度末からの減少額84,912,049円）</li> <li>・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ</li> <li>・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のために特に必要があるときは出資をすること。</li> <li>・出資目的：アルミナ及びアルミ製鍊事業資金</li> <li>・当初出資年月日：1978年8月29日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：2,107,500株</li> <li>・取得価額：7,269,880,619円</li> <li>・貸借対照表計上額：21,538,912,171円（前年度末からの増加額14,269,031,552円）</li> <li>・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ</li> <li>・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のために特に必要があるときは出資をすること。</li> <li>・出資目的：エチレングリコール等石油化学製品の製造事業資金</li> <li>・当初出資年月日：1981年6月17日</li> </ul>
債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合（競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合）	該当なし	該当なし

注) 上記金額は令和2年1月1日～令和2年12月31日までの期間の金額である。

注) 上記金額は令和2年1月1日～令和2年12月31日までの期間の金額である。

事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社) Eastern Petrochemical Company 法人番号 -	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社) スマトラパルプ株式会社 法人番号5010001020529
業務概要	サウジアラビア王国東部州アルジュベール工業地帯におけるエチレンギリコール等石油化学製品の製造・販売	インドネシア共和国南スマトラ州ム阿拉エニム県におけるアカシアマンギウムの植林木を原料とするパルプ工場の建設、パルプの生産・販売
役員氏名	-	役員数6名  代表取締役社長 堀田 孝弘 代表取締役副社長 高橋 浩信 (国際協力機構 民間連携事業部専任参事、休職出向) 監査役 工藤 勉 (国際協力機構 民間連携事業部審議役、兼職)
関連会社と当機構の取引の関連図	<pre> graph TD     A[国際協力機構] --&gt; B[サウディ石油化学（株）]     B -- (出資) --&gt; C[Eastern Petrochemical Company]     C -- (出資) --&gt; D[スマトラパルプ（株）]   </pre>	<pre> graph TD     A[国際協力機構] --&gt; D[スマトラパルプ（株）]     D -- (出資) --&gt; C[Eastern Petrochemical Company]   </pre>
資産	-	22,479,409円
負債	-	797,203,462円
資本金	-	100,000,000円
利益剰余金	-	△874,724,053円
営業収入	-	63,996,352円
経常損益	-	△29,115,953円
当期損益	-	△29,295,953円
当期未処分利益（当期未処理損失）	-	△874,724,053円
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数： -</li> <li>・取得価額： -</li> <li>・貸借対照表計上額： -</li> <li>・根拠法： -</li> <li>・法令の規定： -</li> <li>・出資目的： -</li> <li>・当初出資年月日： -</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：114,032株</li> <li>・取得価額：2,758,289,455円</li> <li>・貸借対照表計上額：1円（前年度末からの増減なし）</li> <li>・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ</li> <li>・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。</li> <li>・出資目的：パルプ生産事業資金</li> <li>・当初出資年月日：1995年4月21日</li> </ul>
債権・債務の明細	-	該当なし
債務保証の明細	-	該当なし
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合（競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合）	-	該当なし

注) 上記金額は平成31年4月1日～令和2年3月31日までの期間の金額である。

事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
業務概要	日本・サウジアラビアメタノール株式会社 法人番号6010401022677	JSMC PANAMA S.A. 法人番号 -
役員氏名	役員数12名 代表取締役会長 長岡 成之 常務取締役総務部長 丸岡 秀行 (国際協力機構 インフラ技術業務部審議役、休職出向) 常勤監査役 藤田 安男 (国際協力機構 研究所副所長、休職出向)	-
関連会社と当機構の取引の関連図		
資産	155,369,933,369円	-
負債	85,390,687,154円	-
資本金	2,310,000,000円	-
利益剰余金	67,950,835,215円	-
営業収入	26,378,869,426円	-
経常損益	727,955,187円	-
当期損益	3,056,282,736円	-
当期未処分利益(当期未処理損失)	65,221,824,507円	-
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：1,386,000株</li> <li>・取得価額：7,149,297,104円</li> <li>・貸借対照表計上額：21,205,832,186円（前年度末からの増加額14,056,535,082円）</li> <li>・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ</li> <li>・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資すること。</li> <li>・出資目的：メタノール製造事業資金</li> <li>・当初出資年月日：1979年12月17日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数： -</li> <li>・取得価額： -</li> <li>・貸借対照表計上額： -</li> <li>・根拠法： -</li> <li>・法令の規定： -</li> <li>・出資目的： -</li> <li>・当初出資年月日： -</li> </ul>
債権・債務の明細	該当なし	-
債務保証の明細	該当なし	-
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	-

注) 上記金額は令和2年1月1日～令和2年12月31日までの期間の金額である。

事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
業務概要	JAPAN ASEAN Women Empowerment Fund 法人番号 -	Ship Aichi Medical Service Limited 法人番号 -
役員氏名	役員数3名  Chairperson Peter Fanconi Director Christophe Grünig Director Tetsuro Uemae	役員数9名  Executive Chairman Dr. Moazzem Hossain Director 早川 友歩 (国際協力機構 バングラデシュ事務所長、兼職)
関連会社と当機構の取引の関連図		
資産	23,861,931,683円	6,675,681,169円
負債	1,107,291,592円	2,529,099,811円
資本金	22,680,094,159円	4,493,180,250円
利益剰余金	74,545,931円	△346,598,892円
営業収入	1,311,959,667円	86,975,176円
経常損益	888,419,260円	△270,122,161円
当期損益	888,419,260円	△274,892,151円
当期未処分利益（当期未処理損失）	74,545,931円	△346,598,892円
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：5,623,44株</li> <li>・取得価額：6,040,658,393円</li> <li>・貸借対照表計上額：6,216,101,725円（前年度末からの増加額1,089,328,725円）</li> <li>・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ</li> <li>・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資すること。</li> <li>・出資目的：ファンド投資資金</li> <li>・当初出資年月日：2016年10月21日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式数：560,000株</li> <li>・取得価額：748,809,600円</li> <li>・貸借対照表計上額：684,375,349円（前年度末からの減少額33,295,973円）</li> <li>・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ</li> <li>・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資すること。</li> <li>・出資目的：民間総合病院設立・運営事業資金</li> <li>・当初出資年月日：2019年5月22日</li> </ul>
債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合（競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合）	該当なし	該当なし

注) 上記金額は令和2年1月1日～令和2年12月31日までの期間の金額である。

注) 上記金額は令和元年7月1日～令和2年6月30日までの期間の金額である。